教育研究における個人情報保護問題
―史資料の問題を中心に―

個人情報の保護と利用に関する委員会　中間報告書

日本教育学会

個人情報の保護と利用に関する委員会

教育研究における個人情報保護問題―史資料の問題を中心に―　目次

報告書の刊行にあたって　米田　俊彦

第 1 部　中間報告編

はじめに　米田　俊彦

第 1 章　個人情報保護法に関する基礎的事項　柏木　敦

はじめに

第 1 節　個人情報保護法の意義とその影響

(1)　個人情報保護法の意義

(2)　個人情報保護法施行の影響

第 2 節　個人情報保護法の体系

(1)　個人情報保護法の法体系とその適用機関

(2)　研究調査対象機関に関わる個人情報保護関係法令

第 3 節　「個人情報」に関わる概念定義

(1)　「個人情報」に関わる諸概念とその定義

(2)　死者に関する情報について

第 4 節　取得・保管・利用・提供に関わる規定

(1)　個人情報の取得に関わる手続き―「公開」を求めるのではなく、「提供」を受ける―

(2)　利用と保管～「適用除外」と研究者に求められる責務

第 2 章　個人情報の取得・利用にあたって研究者が直面する問題　鈴木　智道

はじめに

第 1 節　個人情報の「第三者提供」をめぐる問題

(1)　個人情報の「第三者提供」と「適用除外」

(2)　払拭されない「萎縮効果」

(3)　可能性としての「オプトアウト」

第 2 節　「個人情報概念」の混乱と個人情報の過剰保護問題

(1)　「プライバシー」と「個人情報」

(2)　個人情報とプライバシー情報の概念的な混同と過剰保護

第 3 節　研究者の身分にかかわる問題

(1)　「適用除外」の範囲

(2)　誰が／どのようにリスクをヘッジするのか

第 4 節　研究成果の公表・出版にかかわる問題

第 5 節　学会に求められること

第 3 章　個人情報に関する学校や地域等での資料所蔵について　谷本　宗生

自己紹介をかねて

第 1 節　情報公開・個人情報保護法下での教育研究の問題状況

(1)　報告のための参考資料について

(2)　調査対象先・調査管轄元はどこか

(3)　調査対象先でのレファレンス対応はどうなされるのか

(4)　調査・学術研究は特別視されるのか

(5)　非公開とされる個人情報はどのようなものか

（6）　非公開のあり方はどうか

（7）　異議・不服申し立てはできるのか

（8）　個人情報を含んだ資料が処分・廃棄される可能性はあるのか

第 2 節　現状を改善していくための方向性

（1）　資料管理・保存のための話し合いの必要性

（2）　資料を長期的に保存していくための注意喚起

【３人の報告をいただいて　米田俊彦】

アドバイザーからのコメント　齋藤　義浩

第 2 部　資料編

（1）　個人情報の保護に関する法律

（2）　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（3）　行政機関の保有する情報の公開に関する法律

（4）　学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

（5）　東京と個人情報の保護に関する条例

（6）　個人情報報保護関連 HP

（7）　新聞記事

個人情報の保護と利用に関する委員会　活動記録

個人情報の保護と利用に関する委員会　委員一覧

報告書の刊行にあたって

2005 年 4 月 に個人情報保護法等が施行された。個人情報の収集にあたってはあらかじめ使用目的を明示し、その目的以外には使用しないという同法が定めるルールが厳格に 適用されると、個人情報を提供した子どもが卒業してから学校等に保存されている資料を利用することがきわめて困難になる。また個人情報保護に対して学校等 が過度に配慮する傾向が広がり、在校生や卒業生の名簿が作成されず、作成されてもすぐに廃棄されるような状況が生れつつある。このままでは学校等の資料を 使った教育学研究（とりわけ教育史研究、教育社会学研究）が行えなくなるのではないかと懸念されている。

一方で、個人情報保護法では、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取 り扱う場合は、個人情報保護の一般ルールを適用しないことを定めている。ただし、実際に学校等の所蔵資料を利用する際にこの例外扱いが適用される仕組みも 保障もない。

理事会は、上記のような状況や動向に対応するため、2005 年 3 月 に「個人情報の保護と利用に関する委員会」を設置した。メンバーは米田（お茶の水女子大学）のほか広田照幸理事（東京大学）および柏木敦（兵庫県立大 学）、木村元（一橋大学）、鈴木智道（法政大学）、谷本宗生（東京大学）の各会員である。委員会は、この問題に詳しい斎藤義浩弁護士の協力を求め、これま で 1 年 間にわたり、個人情報保護法だけでなく情報公開法その他関連法令にも視野を広げつつ、資料を保存する側と利用する側の双方に対して、適正かつ円滑に資料の 保存・公開および利用が可能となるようなガイドラインを提示することを目指して、問題状況の把握と対応の方向性について検討を行ってきた。

本委員会は、3 月 26 日の 10 時から 12 時まで、東京大学において、これまでの検討の成果を報告する機会を得た。本書にはそこでの報告の記録と主要資料を収録した。

委員会としては、引続き個人情報にかかわる資料を取り扱う際のガイドライン案を検討している。

資料がなければその時代の教育にかかわる事実を残すことができなくなってしまう。現代を「資料がない時代」にしないために、個人情報の保護と資料の保存・利用との関係を調整するルールを早急に構築したい。本書がそのために役立つことになれば幸いである。

２００６年７月

日本教育学会個人情報の保護と利用に関する委員会

委員長　　米田　俊

第１部　中間報告編

はじめに

米田　俊彦

米田　時間になりましたので始めさせていただきます。「個人情報の保護と利用に関する委員会」が、昨年のちょうどこの時期の理事会で設置が承認されまして、以後 8 回 の会合を終えてまいりまして、今日、中間的な報告を行う機会を与えていただきました。この委員会は、最初は課題研究として認定していただくことを考えまし たが、普通の課題研究とは性格が違うということで、理事会のもとに設置された委員会という形式を取りました。設置されてから 1 年が経過しました。

私 どもとしては、まさに課題があって研究をしてきたわけですが、ただその研究内容がかなり専門的になってきましたので、それを会員の皆さんに分かりやすくご 報告する場をもたせていただくことにしました。そして、今回のご報告を踏まえて、学会内部に対して何らかのガイドラインのようなものを提案しつつ、学会の 外に対して何らかのアピールをすることを考えていこうかと思っております。

個人情報保護法は施行されてからほぼ１年経過しましたので、大まかなことは社会の中に浸透してきたかと思います。要するに個人情報を集めるにあたっては、 提供者の同意を得、同意を得た目的に限って使用するというルールですが、研究の場合には、実践研究で学校の現場の授業実践を研究対象にする場合には、そこ にいる人たちに（子ども、その保護者や教師）に同意を取ればとりあえず手続きはできるわけですが、卒業してしまったあとの方については同意の取りようがあ りません。個人情報保護のルールと、（広い意味での）歴史研究に非常に無理が生じる可能性がある。

それから個人情報保護法の中では、学術研究を目的にする場合には一定の緩和措置、つまり一般的なルールとは違うルールでもいいということには一応してある のですけれども、それが「具体的にこういうふうにすれば大丈夫です」ということまでは書いていないために、情報を提供してくださる人がどうしても躊躇して しまうことが予想されます。提供してくださるところで提供しにくいという問題がやはりありそうだということで、その点もかなり検討してきました。

会員のメンバーとしては一応６人でやってまいりました。それから、この問題に詳しい弁護士の斎藤義浩先生に毎回来ていただきまして、私たちが勉強をするうえでいろいろお手伝いをしていただきました。本日も立ち往生しないように特に来ていただきました。

よろしくお願いいたします。

第１章　個人情報保護法に関する基礎的事項

柏木　敦

はじめに

兵庫県立大学の柏木です。よろしくお願いします。私が担当するのは、報告タイトルにもありますように、「個人情報保護法に関する基礎的事項」ということで、この問題に対する基礎理解、共通理解の基盤を作るための部分のようなものであります。

第１節　個人情報保護法の意義とその影響

(1) 個人情報保護法の意義

ここでは 2005（平成 17）年 4 月 1 日から全面施行された「個人情報の保護に関する法律」（2003〔平成 15〕年 5 月 30 日、法律第 57 号）、すなわち個人情報保護法の社会的意義と、またこの法律の施行により考えられる影響といったようなものを大雑把にではありますが挙げています。

まず個人情報保護法の意義ですが、第一に個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の取得・利用に関わるルールを制度化し、個人のプライバシー、権利利益を 保護するということが挙げられます。個人にかかわる情報がデータベース化された状態、データベース化された状態というのは、つまり大量に集積されたデータ から個人を検索可能にする状態ということになるわけですけれども、そういう状況において個人のプライバシーを保護するための法的環境を整えるというのが個 人情報保護法の意義の一つであります。すなわち個人情報が情報主体の意思を超えて移動したり利用されたりすることが容易になっている現状において、個人情 報の取得・利用にかかわるルールを制度化しようということが大きな目的としてあるわけです。

第二に、上記のことを実現するために、個人情報を取り扱う者における情報の適正な取得、取扱い――保管・利用等も含む――を義務化する、ということです。 すなわち先の第一の意義を裏付けるために、情報を取得・利用する際の情報主体との合意形成、取得した情報のセキュリティーの確立、適正な利用等を、情報を 取り扱う者に義務化するということです。

要するに、個人に関わる情報の適正な取り扱い方法を整備し、またそのためのルール遵守を個人情報取扱事業者（後述）に義務づけることで、個人の権利・義務 を守ろうとするという点にこの法律の意義が認められるわけです。大事なのは、情報というのはあくまで個

人のもの（情報主体のもの）であって、情報を取得し た側はその情報を預かっているという認識を持たなければいけないということでありまして、このことが法律のいろいろなところで強調されています。これは個人情報保護法第 3 条において「基本理念」として「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と示されている通りです。

それを裏付けるための法律が個人情報保護法ということになりますが、その要点と致しましてはおおよそ以下の 7 点が挙げられます。

第一に個人情報を収集する際には利用目的を明確にしなければいけない。

第二に、個人情報を、情報取得の際に示した目的以外の目的で利用する場合には、本人の同意を得なければいけない。

第三に、個人情報を収集した場合、利用目的を本人に通知・公表しなければならない。

第四に、これは個人情報を集めた場合に課せられるのですが、その情報が漏洩しないようよう対策を講じなければならない。

第五に、本人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならない。

第六に、本人からの求めに応じて情報を開示しなければならない。

第七に、公開された情報が事実と異なる場合、訂正や削除に応じなければならない。

これは先ほども触れましたように、要するに個人情報というのは取得前であれ取得後であれ、その利用目的を具体的に規定し、かつ情報主体にそれを示して合意 を得た範囲内において利用することができるということです。逆に言えば、これは情報主体に示された利用目的の範囲外での目的では個人情報を取得することも 利用することもできないということになっているわけです。

（2）個人情報保護法施行の影響

このような意義を持った個人情報保護法ですけれども、学術研究を行うにあたって様々な影響が予想される事態となっております。教育学研究に関わる事柄に絞 ると、第一に研究資料の取得に関わる問題です。繰り返しになりますが個人情報取得の際にはその利用範囲を明示し、提供者――この場合は児童・生徒、保護 者、教職員、また卒業生等――の合意を得ることが必要になります。故に合意が得られない限り、その利用範囲外の目的・使途に当該個人情報を用いることはで きない。すなわち蓄積された個人情報データベースを研究に用いようとしても、ブロックがかけられることが予想される。個人情報を研究資料として得ようとす る、あるいは利用しようとする場合に、「研究目的」という合意を得ていない個人情報をどう入手し、どう使うかというところが、クリアしなければならない問 題として浮かび上がってくるわけです。

第二に、資料の残存、保存に関する問題です。これは最近よく新聞でも報道されている通り、連絡網や名簿類も作れないといった情況が生まれておりますけれど も、研究資料となり得るものがそもそも作られなくなるとか、あるいは学校現場向けの個人情報マニュアルの中には、「在学していることを前提として収集した 個人情報を、原則としてすべて廃棄しなければならないことを忘れてはなりません」(1) と書いているものもあります。すなわち個人情報の過剰保護が生まれることによって、資料の取得と同時に資料の作成・保存自体がされなくなることが考えられるわけです。

ただ、資料の廃棄については一応の理論的正当性は認められますので、一概に「過剰反応」と位置づけるわけにもゆきません。というのは、文書に関しては各行 政機関の内規や学校文書管理規程などで定められた保存期間は保存することになっていますが、保存期間の終了後には廃棄することになっています。それから、 成績物は児童・生徒・保護者に帰属することになっています。要するにこれまでにように、個人に関する情報であるとか、学校の中での作成物がいつまでも学校 内に使用されない状態で蓄積されているという状況（すなわち資料の残存・保存）が望まれにくくなっているということです。

第 2 節　個人情報保護法に関わる法体系

(1) 個人情報保護法の法体系とその適用機関

今、申し上げたようなシステムを作り上げた個人情報保護法の法体系につきましてまとめておきたいと思います。個人情報保護法と関連法令との関係について図式化したものが「個人情報保護法の体系イメージ」という図です。（次ページ【図１】）まず個人情報保護法は全６章 59 条、附則７条から成っており、その構成は以下の通りです。

【資料１】

第一章　総則（第一条～第三条）

第二章　国及び地方公共団体の責務等（第四条～第六条）

第三章　個人情報の保護に関する施策等

　第一節　個人情報の保護に関する基本方針（第七条）

　第二節　国の施策（第八条～第十条）

　第三節　地方公共団体の施策（第十一条～第十三条）

　第四節　国及び地方公共団体の協力（第十四条）

第四章　個人情報取扱事業者の義務等

　第一節　個人情報取扱事業者の義務（第十五条～第三十六条）

　第二節　民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条～第四十九条）

第五章　雑則（第五十条～第五十五条）

第六章　罰則（第五十六条～第五十九条）

附則

第１章から第３章、つまり第１条から第 14 条までですけれども、これは個人情報保護法の基本部分です。法律の目的、定義、それから基本理念、基本方針の策定に関連する事柄が規定されており、これは民間業者であっても、公的機関であっても共通に適用されるというか、守るべき基本的な部分です。

第４章から第６章は、民間部門の個人情報取扱業者に対する個人情報取り扱いのルールです。これが個人情報保護法の後半で決められているわけです。では公的 部門はどうなるかというと、これは個人情報保護法でなくて、別の法律が定められています。独立行政法人等、国の行政機関に関し

ましてはそれぞれ個人情報保 護法と同時に「独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律」（2003〔平成 15〕年 5 月 30 日、法律第 59 号、以下「独立行政法人等個人情報保護法」）、「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（2003〔平成 15〕年 5 月 30 日、法律第 58 号、以下「行政機関個人情報保護法」）という法律が制定されております。また地方公共団体については、次に示す個人情報保護法第 5 条および第 11 条に基づいて、各地方公共団体において個人情報保護条例を制定することによって個人情報保護のルールを定めているわけです。

【資料２】

第５条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第 11 条　地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

２　地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

このような形で、公的機関と民間部門は、個人情報保護に関して運用――すなわち一般法にあたる部分――に関してはそれぞれ別個の法律や条例に基づくことになるわけですけれども、基本方針や基本理念といった部分は個人情報保護法を共有していくという構図になっているわけです (2) 。

【図１】「個人情報保護法の体系イメージ」

『必携ポケット版　最新版個人情報保護法を理解する30問』（ダイヤモンド社、2005年）、13頁の図を一部改変）

（2）研究調査対象機関に関わる個人情報保護関係法令

ですから資料館、図書館、文書館、それから教育にかかわることで言えば教育センターとか、公民館などの社会教育施設などは、公的部門で取り決められた条例とか法律のいずれかに該当されて個人情報を守っていくというかたちになっています。

より具体的に教育機関の場合どうなるかといいますと、国立大学法人及びその付属学校は「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」が適用され る。公立学校については各地方公共団体の条例が適用される。私立学校に関しましては、その設置主体である学校法人の位置づけが法律で言うと民間事業者にな るわけですけれども、個人情報保護法第７条および第８条には次のような規定があります。

【資料３】

第７条　政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２ 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三　地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四　独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五　地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六　個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項七個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

七　個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

３　内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５ 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第 ８条　国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援 するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

第７条の規定に基づいて閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」（2004〔平成 16〕年 4 月 2 日）では、「各省庁は、法の個人情報の取扱いに関するルールが各分野に共通する必要最小限

のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討する」としています。また第８条の「事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする」という規定を受けて、教育分野における民間事業者、すなわち私立学校設置者向けの「ガイドライン」＝「指針」として「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（2004〔平成 16〕年 11 月 11 日、文部科学省告示第 161 号、運用は 2005〔平成 17〕年 4 月 1 日から）を策定しました。よって私立学校はこれに基づいて個人情報の保護に関して適切な対応をとるということになります(3)。

第 3 節　「個人情報」に関わる概念定義

(1)「個人情報」に関わる諸概念とその定義

次に個人情報保護法における「個人情報」およびそれに関連する諸概念の規定について整理致します。いずれも「個人情報」とか「個人に関する情報」とか「個 人データ」とか、いずれも言葉として非常に入り組んでおりますので、別に概念図を用意いたしました。うまくまとめられる自信はないのですけれども、これで 整理できればと思います。（次ページ【図２】）

さて、個人情報保護法で用いられている諸概念については、同法第２条によって次のように示されております。

【資料４】

第 ２条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す ることができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

２　この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

３　この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

４　この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

５　この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うこ とのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令 で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6　この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【図２】「個人情報」「個人データ」「保存個人データ」の関係

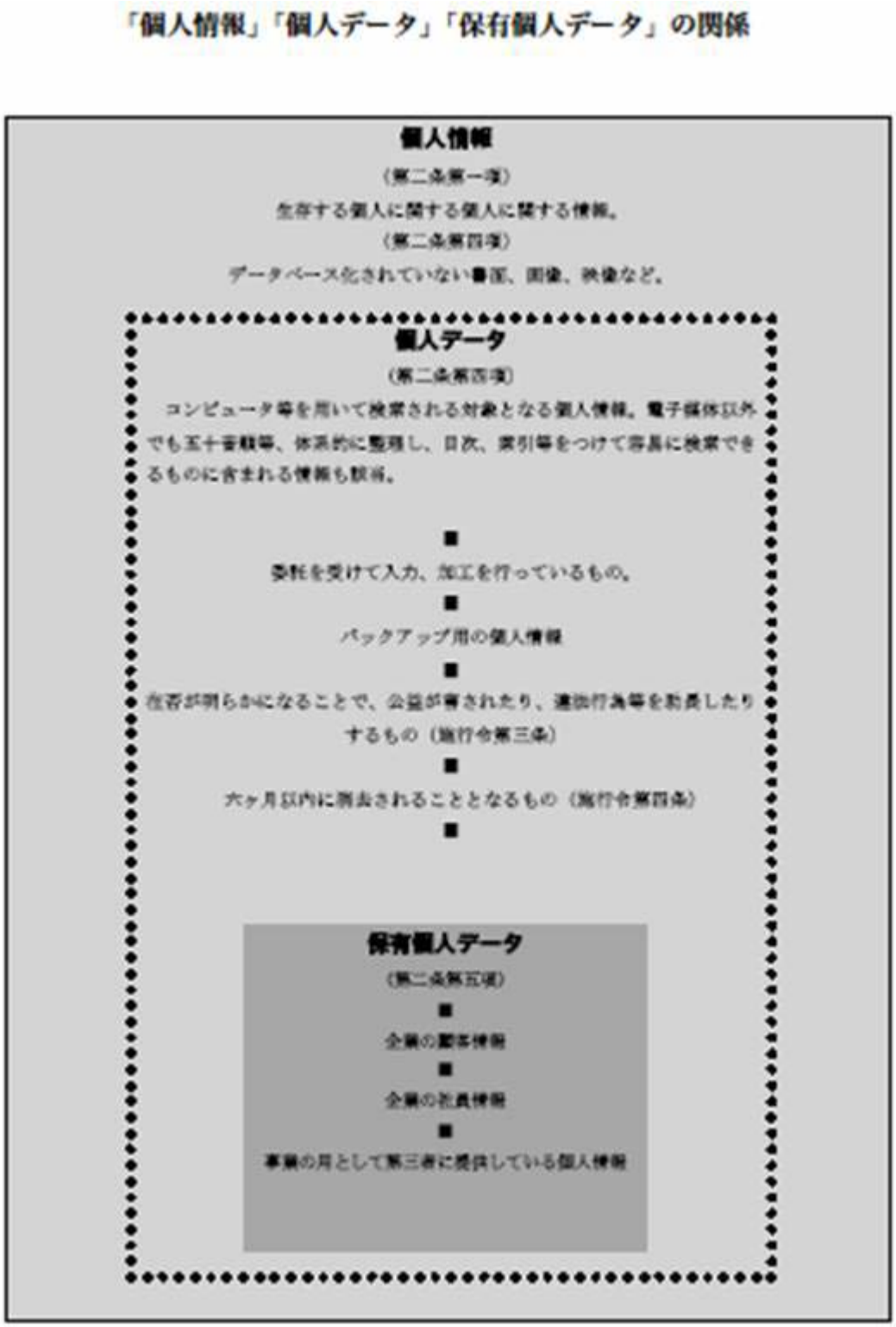

『必携ポケット版　最新版個人情報保護法を理解する 30 問』（ダイヤモンド社、2005 年）、19 頁の図を一部改変）

まず「個人情報」についてまとめますと、「生存する個人に関する情報」かつ「特定の個人を識別することができるもの」というのが、【図２】で言いますと一 番外枠といいますか、イメージとしては特段の限定なくそこらじゅうに転がっているものです。内容としましては、氏名、生年月日、電話番号その他の記述等に より特定の個人を識別することができるものということになります。

次に「個人データ」ですが、これら「個人情報」がデータベース（後述する「個人情報データベース」）に含まれる、つまり検索可能な状態になりますと、【図 ２】のワクの一つ内側に入りまして、「個人データ」というものになります。これを集積、つまりデータベース化して事業の用に供している者が「個人情報取扱 事業者」ということになります。

ですからこれは当然学校とか一般企業とか、個人のデータを集めた人たちというのは「個人情報取扱事業者」になりますので(4)、この人たちが個人情報の入ったデータベースを入手したとか、あるいは入手しようとする場合は、その管理であるとか使い方、そういうものにかかわって責任が生まれる。その責任の発生・所在・あり方を、個人情報保護法は取り決めているわけです。

ここで「データベース化」ということに関しても、一言註釈を付しておきたいと思います。先に示したように個人情報保護法第２条第２項では、「個人情報データベース等」について、「個人情報を含む情報の集合物」としておりますが、その「二」ではさらに「前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」としております。ここでいうところの「政令」とは、「個人情報の保護に関する法律施行令」（2003〔平成 15〕年 12 月 10 日、政令第 507 号）です。この第１条では「個人情報データベース等」について、次のように定義しております。

【資料５】

第１条　個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項第２号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理すること により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するも のをいう。

先程も少し触れましたように、データベース化というのはパソコン（「電子計算機」）などで検索可能・検索可能なように体系化したものということが直接的には 連想されます。しかし「データベース等」とは、電子媒体に限らず名簿であるとか目録であるとか人名索引等といったものが含まれまるということに注意してお く必要があります。

これに加えて「保有個人データ」という別の概念があります。これは個人情報保護法第２条第５項に示された通りですが、要点は「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する」ということで、要するに個人情報取扱事業者が保有し、開示・訂正等の権限を有するデータです。

個 人情報というものはいろいろなところに散在しております。それを検索可能な状態に取りまとめたものが個人データであり、誰かが保有した時に、それは保有者 が当該データに対して一定の権限（責任）を持つ「保有個人データ」になるわけです。大まかにまとめますと、教育関係で言えば、当該校の生徒・職員にかかわ る蓄積され、検索可能な状態に置かれた個人情報が学校の保有個人デ

ータということになります。当然「保有」しているのですから、持っている事業者が開示・ 内容訂正・利用停止・消去等の責任を有する個人データということなります。入り組んだ概念ではありますが、全体の構図としては「「個人データ」は「個人情 報」の部分集合であり、「保有個人データ」は「個人データ」の部分集合である」(5)ということになります。

（2）死者に関する情報について

ここでちょっと触れておきたいのですけれども、個人情報保護法は、「個人情報」に関して「生存する個人に関する情報」（第２条）と規定しています。しかし だからといって死んだ人間、死者に関する情報が、個人情報保護法と全く無関係ということではありません。これは歴史研究などの場合、非常に難しくなってく る点です。

この問題に関わってくるのは、個人情報保護法本体ではなく、先にも触れました行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法です。行政機関個人情報保護法の第 14 条は以下のような規定です。

【資料６】

第 14 条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 開 示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの を含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるも の。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家 公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人 等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場 合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

独立行政法人等個人情報保護法にも同じく第 14 条 に同様の規定がなされているのですが、ここで使われている「不開示情報」とは開示しなくても構わないという情報です。上記の規定は、開示請求者以外の「個 人情報」、つまり「生存する個人に関する情報」を不開示にするものではないのですが、開示請求者以外の「個人に関する情報」を不開示とするということに なっております。注

意しておかなければならないのは、「個人に関する情報」というのは「個人情報」と違いまして、死者に関する情報、個人識別性のない情報 も含まれるということです。

個人情報保護法と深い関連のある「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（1999〔平成11〕年5月14日、法律第42号、以下「行政機関情報公開法」）(6)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（2001〔平成13〕年12月5日、法律第140号、以下「独立行政法人等情報公開法」）(7)、すなわち情報公開法にも似たような、不開示情報に関する規定がありまして、ここではその不開示情報の中に「個人に関する情報」が含まれています(8)。ここでは行政機関情報公開法第５条を取り上げますが、次の通りです。

【資料７】

第５条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報(事 業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの （他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職 務遂行の内容に係る部分

どちらにあっても「個人情報」という言葉が用いられておらず、「個人に関する情報」という言葉が一貫して用いられていることにご注意ください(9)。これは要するに両者とも不開示情報の対象を「生存する個人の情報」に限定していないのです。

「死者に関する情報」がどのようなものかということについては、法律では規定、定義はしておりません。ただしその解釈としましては、「死者の名誉、プライバ シーに関するわが国の国民感情や、死者の情報開示が遺族に精神的苦痛を与えることにかんがみ、個人に関する情報には死者を含むと解すべき」であり、個人情 報保護法においても「このような観点から、死者であっても個人が識別できる以上、原則として不開示とすることとしている」(10)とされています。

一般的に、例えば死んだ人の情報であったとしても、生きている現在の人たちの情報にかわるということは当然あるわけで、そうなると、死んだ人の情報、昔の人の情報だから自由に引き出せるかというと、やはりそうではない。結局ここでも情報の取得にあたってはブロックが掛かるということになってくるわけです。

第４節　　取得・保管・利用・提供に関わる規定

（1）個人情報の取得に関わる手続き―「公開」を求めるのではなく、「提供」を受ける―

まず取得に関わる手続きですが、個人情報保護法に基づいて情報を得る手続きと、情報公開法に基づくそれとでは全くあり方、考え方が異なります。これを図示 したものが「情報公開制度の仕組み」、そして「個人情報の取得・利用に際してのルール」という２枚の図版です。（次ページ【図３】、【図４】）

私 は普段、歴史研究を中心的にやっており、資料調査の際には各地の文書館や資料館などに行きまして「資料を見せてください」と言って閲覧することがありま す。その際に「この部分は個人情報に当たるので閲覧不可能です」ということで、簿冊や資料の一部にマスキングがされたりしたものを閲覧するといったことが よくあります。この研究会の議論の最中に斉藤弁護士にお話を伺って、私は情報公開制度に基づいて資料請求・閲覧という一連の手続きをしているのであり、閲 覧不可能と言われる場合は情報公開法の原則に従って閲覧が許可されないのだということを改めて知りました。

【図３】「情報公開制度の仕組み」(11)

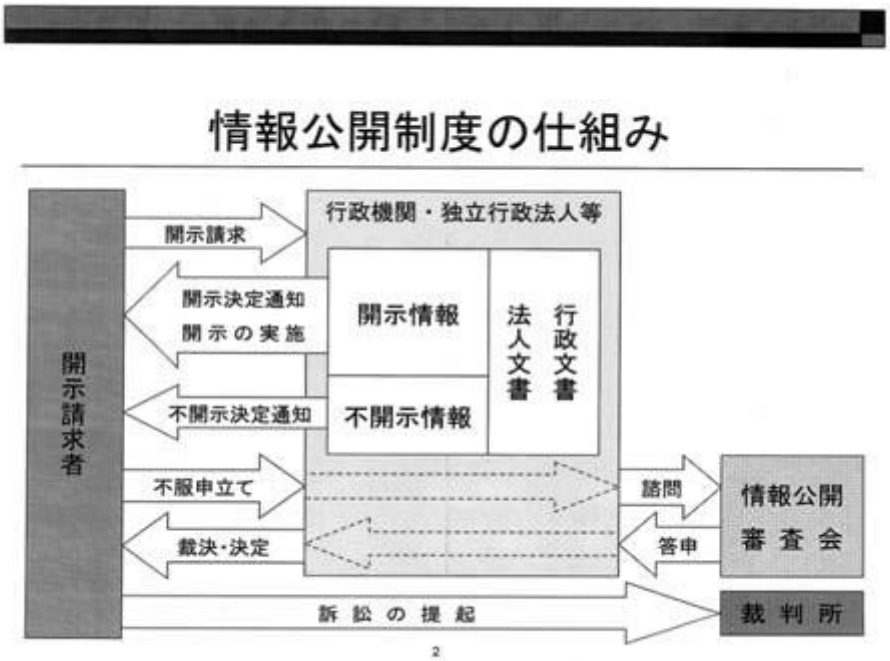

【図４】「個人情報の取得・利用に際してのルール」(12)

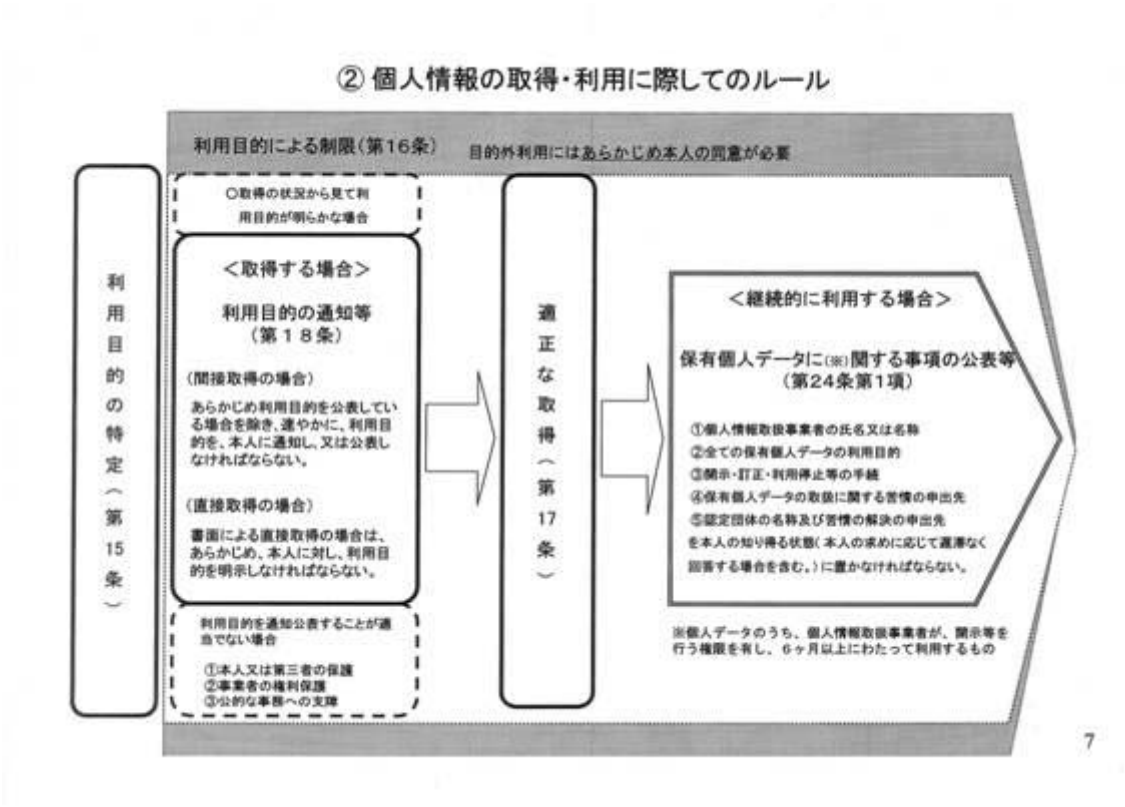

情報公開制度に基づいて資料の閲覧請求を行う、資料の提供を受けるというのはどういうことかといいますと、まず【図３】にありますように開示請求者（＝閲 覧希望者）がいます。これが行政機関なり独立行政法人等に対して「持っている情報を見せてくれ」と頼みます（＝閲覧請求)。すると情報を持っている側は資 料に含まれているプライバシー情報等に配慮しながらその情報が公開可能かどうか判断し、可能であれば公開することになるわけです。

一方、個人情報保護法はどうかといいますと、【図４】に示されておりますように生存している個人の意思を確認して、公開・非公開を決定する。つまり、情報 を求める側は、利用目的をまず特定する。そして特定した利用目的を本人に通知する。その後は間接取得の場合と直接取得の場合とでは異なるのですけれども、 いずれにせよ情報主体から情報の利用目的について合意を得たというかたちを取って、「適正な取得」をしなければならない。更にそれを継続利用する場合には また図の右側に示されたようなルールが出てくるというかたちになっております。

情報公開法というのは、あくまで情報を持っている諸機関（例えば資料保存機関）というもの、行政機関なり何なりというものがいろいろ配慮しながら公開する というかたちになりますけれども、このあとでも触れますように、個人情報保護法は情報利用者と情報提供者の間で１対１の関係によって情報を取得するという ことです。また保有している情報を第三者提供する場合、これもまた特定の人間への提供ということで、個人情報取扱事業者と利用者との１対１の契約になりま すし、情報主体本人との合意が必要になります。

以 上のことをまとめて言えば、個人情報というのは公開の対象ではなくて、合意に基づいて本人から特定の人に提供されるものであるという位置付けです。一方で 情報公開法はどうかといいますと、これは保管している情報の公開というものを保証するための法律ですから、国民全体、つまり不特定多数への公開を前提とし ている。開示請求対象も個人ではなくて行政機関や独立行政法人などの資料保存機関

になりますし、情報提供可否の判断主体も行政機関や独立行政法人といった 組織なり団体なりということになるわけです。

「保護」ではなく「公開」のための情報公開法の下でも、個人情報はなるべく見せないという判断がなされる方向へと向かいつつあるというのが現状のようで す。先程ちょっと触れたのですけれども、行政機関でも独立行政法人等でも、また地方自治体も、個人情報保護法と情報公開法の双方に拘束されます。こういう 状況の下で、仮にある情報について「見せたくない」という意図があった場合、例えば情報公開法では開示できるのだけれども、個人情報保護法の規定で言えば 引っ掛かるとか、逆に開示しても個人情報保護法には抵触しないけれども、情報公開法の不開示情報に該当するとか、どちらも見せずに済ませるための根拠にな りそうなところだけを使って公開しない、情報を見せないということもあり得るということです。

(2) 利用と保管～「適用除外」と研究者に求められる責務

ここまで見てきたように、個人情報保護法は極めてリジッドな法律ではあるのですけれども、適用除外というのがありまして、個人情報保護法の第 50 条では、個人情報保護法の「適用除外」について次のように定めております。

【資料８】

第 50 条　個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については､その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

二　著述を業として行う者著述の用に供する目的

三　大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者　学術研究の用に供する目的

四　宗教団体宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五　政治団体政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2　前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3　第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

上記第一項の三に「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体、またはそれらに属する者」、それから「学術研究の用に供する目的」で何か使用する場合ということが挙げられております。ここでいう「前章」とは、個人情報保護法第四章「個人情報取扱事業者の義務等」を指しますから、およそ学術研究を目的とする場合、個人情報保護法に定められた個人情報取扱事業者の義務は適用されないということになります。同時に主務大臣の勧告・命令等も適用されません。

た だし第三項にありますように、この「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体、またはそれらに属する者」「学術研究の用に供する目的」であった としても、第三項にありますように個人情報を獲得した際には、「個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取り扱いに関する苦情の処理 その他の個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない」という努力義務が、 研究者なり研究機関に求められるということに留意する必要があります。

さらに、これはこのあとの鈴木会員のご報告で触れられると思いますけれども、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体、またはそれらに属する者であるとか、学術研究の用に供する目的の定義というのはされておりません。

ちなみに言いますと、先程言いました私立学校向けに文科省が告示で出しました、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針の中では、第三者提供に関して次のように述べられています。

【資料９】

５　第三者提供に関する事項

五　法第二十三条に規定する第三者提供に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者に提供する（法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。）に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとすること。

（一）提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。

（二）当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。ただし、当該再提供が、法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。

（三）提供先における保管期間等を明確化すること。

（四）利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。

（五）提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

【解説】

１．ここでは、個人情報保護法第２３条に規定する第三者提供に関する事項として、事業者が生徒等の個人データを第三者へ提供する場合に留意すべき事項を定めています。

こ こで第三者には、事業者、本人、委託先及び合併等による事業の承継先を除くすべての者が該当します。本指針では、学校を設置する事業者が学生等の個人情報 を提供することが想定される典型例として同窓会や奨学事業を行う団体を挙げたところですが、その他第三者の具体的な例として、学術的な調査研究を行う者、 事業者が設置する学校以外の学校、予備校、児童相談所、保護者会等が含まれています。また、学校内の組織であっても、事業者の指導監督が及ばないもの（例 えば学生自治会等）も第三者に含まれます。

（私立学校を設置する事業者が第三者に個人データを提供する例）

事例Ⅲ－５－１）同窓会に生徒等の進学先や就職先の情報を提供する場合

事例Ⅲ－５－２）奨学団体に当該団体が支援する奨学生の成績を提供する場合

事例Ⅲ－５－３）保護者会で生徒等の学力テストの結果一覧を配付する場合

事例Ⅲ－５－４）学術研究のために、卒業生等の個人情報が含まれる学校所蔵の資料を教育学の研究者へ提供する場合

事例Ⅲ－５－５）保護者等に緊急連絡網等の連絡名簿を配付する場合

事例Ⅲ－５－６）卒業生に卒業生名簿や卒業アルバム等を配付する場合

上 記の事例のように、事業者が第三者に対して個人データを提供する場合は、個人情報保護法第２３条第１項に基づき、原則として、あらかじめ本人の同意を得る 必要があります。これらの事例については、事業者にあっては、これまで学校運営上必要なこととして、本人の同意を得ることなく取り扱われてきたところです が、個人情報保護法上では、取得時等に事業者が適切に同意を得る手続きを取ることにより、従来どおり個人情報の提供を行うことができます。ただし、本人の 同意が得られないときは、個人情報保護法第２３条第１項に規定される例外（本人の同意を得ないで提供できる場合）に該当しなければ、第三者提供はできませ んので、同意する者の範囲で作成、配付するなど、適切に対処する必要があります(13)。

「学術研究のためであっても、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要がある」という一言が書いてあって、先の第 50 条の規定と何か矛盾するのではないかと思ったり致します。

こういう状況のもとで個人情報が含まれる資料を取得するにあたって考えられる手続きは、個人情報保護法に基づいて当該個人情報、データの利用目的が「学術 目的」であることをはっきりさせてとにかく第三者提供を受ける、という手順を踏むことです。先の文部科学省の「指針」を見る限りそれでも不安はありますけ れども、これが一番正当な手続きです。ただし今も申しました通り、鈴木報告で触れられると思いますけれども、学術研究の範囲を明確にするのは極めて困難で す。「研究」するといっても、研究者がデータを見ただけで完結するわけではなく、用いたデータを何らかのかたちで公表することも考えられますし、あるいは 逆に結果的にそれをしないこともあるわけです。「研究」に用いると一口に言っても、提供を受けた情報をどのように利用するか、具体的に示すことは実際難し いということも予想される。こうしたことをどう考えるか。

それから、先程も言いましたように、そもそも個人情報保護法第 23 条第 1 項、第 27 条の適用が、学術研究目的だからといって完全に排除されるわけではないということは、大きな問題点として残っていると思います。

【注】

(1)角替晃・成田喜一郎編『必携！教師のための個人情報保護実践マニュアル』教育出版、2005 年、86 頁。

(2)こ こでは地方公共団体における「適正な取扱いが確保されるよう必要な措置」について、具体的に規定してはない。またその「必要な措置を講ずること」も地方自 治尊重の観点から、あくまで「努めなければならない」という努力義務に止まる。すなわち地方公共団体に対して個人情報保護条例を設けることを義務化してい るわけではないことに留意する必要がある。ただし「国が保有する個人情報に

ついては、行政機関個人情報保護法という法律で規定されていることを踏まえる と、地方公共団体が保有する個人情報については、規則・要綱ではなく、条例という形式によるべきである」と解釈される。宇賀克也『個人情報保護法の逐条解 説〔第２版〕』有斐閣、2005 年、75～76 頁。

(3)本「指針」に関して、文部科学省大臣官房総務課より 2005（平成 17）年 1 月に『「学校における生徒等に関する個人情報の適性な取り扱いを確保するために、事業者が講ずべき措置に関する指針」解説』が作成された（2006〔平成 18〕年 2 月に改訂）。ここで「本指針は国立大学法人や国立高等専門学校機構、公立学校を設置する地方公共団体等に直接適用されるものではありませんが、これらの国公立学校を設置する者も、本指針なども参考にしつつ、それぞれ「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）と各地方公共団体の定める個人情報保護条例等に基づいて生徒等の個人情報の取扱いについて適切な措置を講ずることが望まれます」（2 頁）とされている。

(4)なお民間事業者の場合、その保有する個人情報によって識別される特定の個人の合計数が、「過去六月以内のいずれの日においても 5000 を超えないもの」は個人情報保護法の対象となる個人情報取扱い事業者に含まれない。前掲『個人情報保護法の逐条解説〔第２版〕』、39 頁。

(5)前掲『個人情報保護法の逐条解説〔第２版〕』42 頁。

(6)本令は 2001（平成 13）年 4 月 1 日より施行。これまで 8 回の改正を経ている（改正回数は国立国会図書館 H.P.「日本法令索引」の「法令沿革」に拠る（2006 年 6 月 30 日現在）。

(7)本令は 2002（平成 14）年 10 月 1 日より施行。これまで 65 回の改正を経ている（同前）。

(8)独立行政法人等情報公開法にも、同じく第 5 条に同様の規定がある。

(9)この点に関する宇賀克也の解説は次の通りである。

わ が国の行政機関個人情報保護法第二条第二項は、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義しているが、これは、死者が開示請求権を行使しえない 等、同法の対象とする意義に乏しいという事情を考慮したものであり、本人から開示請求がなされた保有個人情報に第三者である死者が識別される情報が含まれ ている場合には、原則として当該情報を不開示とするため、「個人情報」ではなく「個人に関する情報」という文言を用いている。（宇賀『新・情報公開法の逐 条解説［第2版］』有斐閣、2004 年、53～54 頁）

この解釈と併せて、宇賀は情報公開法に規定される「個人」に関しても、「死者の名誉、プライバシーに関するわが国の国民感情や、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になりうること等を考慮」すれば、「死者も含むと解すべき」としている（同前、54 頁）。

(10)前掲『個人情報保護法の逐条解説』293 頁。

(11)総務省行政管理局「情報公開法における文書管理」、2004（平成 16）年 2 月 26 日、2 頁、内閣府 H.P. 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（第3回）配付資料、http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kondankai03/

(12)内閣府 H.P.国民生活政策、http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/riyou.pdf

(13)前掲『「学校における生徒等に関する個人情報の適性な取り扱いを確保するために、事業者が講ずべき措置に関する指針」解説』20～21 頁。

【参考文献】

宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第２版〕』有斐閣、2004 年。

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第２版〕』有斐閣、2005 年。

角替晃・成田喜一郎編『必携！教師のための個人情報保護実践マニュアル　まず、おさえる編/学校行事編/実務編/資料編』教育出版、2005 年。

坂田仰編著、川崎雅和・松澤幸太郎・学びの支援ネットワーク著『基礎からわかる学校の個人情報保護対策』学事出版、2005 年。

村上今雄・野間俊彦『学校の情報セキュリティ』ぎょうせい、2005 年。

鈴木正朝監修、ダイヤモンド社企業情報編集部編『個人情報保護法を理解する 30 問』ダイヤモンド社、2005 年。

文部科学省大臣官房総務課『「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために、事業者が講ずべき措置に関する指針」解説』2005 年 1 月（改訂版、2006 年 2 月）。

内閣府ホームページ（国民生活政策）http://www5.cao.go.jp/seikatsu/index.html

国立国会図書館ホームページ（日本法令索引）http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/

第 2 章　個人情報の取得・利用にあたって研究者が直面する問題

鈴木　智道

はじめに

法政大学の鈴木と言います。教育社会学を専攻しています。私の報告では、2005 年４月の個人情報保護法の全面施行にともなって、目下、研究者の側が直面している、ないしは今後、直面する可能性のある諸問題を整理します。

ただし、一口に研究者といっても、当人の所属する学術研究機関等によって、適用を受ける法律ないしは条例が異なることには留意する必要があります。たとえば、国立大学法人なら「独立行政法人等個人情報保護法」、公立大学では各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」、私立大学は「個人情報保護法」の規定を受けることになるわけですが、さしあたり当面の課題が「日本教育学会」が個人情報取扱事業者として、いかなる対応を図るべきかという点にあるとするなら、「個人情報保護法」が、その適用を受けるもっとも重要な法律だということになります。

ただ、研究者の活動・営みということを考えると、なにがしかの機関や団体から個人情報の提供を受ける場合もあります。たとえば、学校や図書館、資料館や公 文書館などから個人情報の提供を受けて研究をおこなう場合などが、その例ですが、その場合は、相手方、提供者側がどういう法律の規定を受けている機関・団 体かによって、研究者側の対応も異ならざるをえませんので、状況はやや錯綜してきます。また、個人情報保護法にかかわる諸問題をクリアすれば、当該問題に ついて万事解決するわけでもなく、たとえば名誉棄損や信用棄損、あるいはそういうことがないとは言い切れないという部分では、窃盗とか横領など、個人情報 保護法以外で個人情報の取扱いにかかわる研究者の責任が問われる場合もありえます。

このように、研究者としての立場から「個人情報」にかかわる問題を考えていく場合、個人情報保護法が施行されるに伴ってどういう問題に直面する可能性があるかということと同時に、それを超えた問題の広がりまでをも視野に入れておく必要が、 われわれにはあります。そうした点もふまえながら、とりわけ資料収集場面における個人情報の取得や研究成果の公表を含む利用にかかわる面を中心に、研究者が自らの問題関心に基づき研究を遂行していく上で直面する可能性のある個人情報をめぐる諸問題のうち、以下４点ほど、当面議論を要する大きな課題として取り上げていくことにします。

第１節　個人情報の「第三者提供」をめぐる問題

(1) 個人情報の「第三者提供」と「適用除外」

研究者が自らの問題関心にアプローチする場合、しばしば個人情報そのもの、ないしは個人情報を含む資料へのアクセスがどうしても必要な場合があります。た とえば、各学校や同窓会が所蔵している資料（児童生徒の名簿、指導要録・学籍簿、卒業生名簿・同窓会名簿、あるいはそうした情報を部分的に含む資料等）を 研究利用する場合などがそれに相当します。このとき、研究者が直面する可能性のある問題のひとつとして、情報提供者の「第三者提供」という問題がありま す。

このことを考える上で押さえておくべきことは、「第三者提供」にかかわる本法諸規定の「適用除外」についてです。本法では、その第 50 条で「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を取扱う場合、「個人情報取扱事業者の義務等」を定めた第４章（第 15 条～第 49 条）の適用から除外されるとしています（第 50 条 １項）。これは、表現の自由、信教の自由、政治活動の自由とともに、憲法上保障された基本的人権である学問の自由が、主務大臣による監督措置のある個人情 報保護と対抗関係・葛藤状況が生じる可能性がある場合を想定し、個人情報の保護が基本的人権を侵害しないよう十分配慮することを主務大臣に求めた部分ということになります（1）。それゆえに、第 35 条では、主務大臣の権限の行使を次のように制限しています。

【資料１】

第 35 条　主務大臣は、前３条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うにあたっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

２　前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第 50 条第１項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

この規定の効果について、しばしば持ち出されるのは報道機関の例です。たとえば、報道機関が報道目的で個人情報を取り扱ったり、その提供を受ける場合、報道機関自体は、あくまで報道目的で個人情報を得ようとしているわけですから、その目的ゆえに個人情報取扱事業者の義務等は適用されないことになります。しかし、一方の取材に応じる側は、依然として個人情報取扱事業者としての規制を受け続けてしまうという状況には変わりありません。つまり、報道機関の側は法律の適用を受けない一方で、取材対象者側は、個人情報取扱事業者として、個人情報を守らなければいけない立場であり続けるわけです。

その結果として、取材に応じる側が「萎縮」してしまい情報の提供を出し渋ったりすることで、報道目的の遂行が妨げられるといったケースが起こることが想定 されます。実際、

「個人情報取扱事業者の義務等」を定めた第４章の規定によれば、個人情報取扱事業者は、「個人情報」の取扱いにあたって、その利用目的を できる限り特定する必要があると定められていますし（第 15 条）、本人の同意を得ずに、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた形で「個人情報」を取扱うことを禁じています（第 16 条）（2）。また、「個人データ」についても、本人の同意を得ずに、第三者に提供することが制限されています（第 23 条）。しかし、第 35 条の規定があることによって、情報提供者（取材源）は、「個人情報」や「個人データ」を本人の事前同意なしに報道機関に提供しても、主務大臣によって第 16 条あるいは第 23 条違反に問われることはないということになります。つまり、第 35 条のもっとも重要な期待される効果は、個人情報取扱事業者である情報提供者側が、本人同意なしの個人情報の提供についてジレンマ状態に置かれることになることを回避し、報道目的の遂行を妨げないようにする点にあるわけです。

以上の例は、報道目的、報道機関の話だったわけですが、同じことは、当然、学術研究機関等、本法第 50 条で規定の適用除外とされている各主体にも期待されています。つまり、本法の適用が除外される各主体による当該目的遂行のための個人情報の取得である場合には、情報提供者側は、必要以上に「萎縮」する必要は、本来ならばない、ということが法律的にはいえるのです。

（2）払拭されない「萎縮効果」

ところが、ここで厄介なことは、第 35 条の規定は、情報提供者側が個人情報を、適用除外とされている学術研究機関のような主体に対して、本人の同意を得ずに渡すことが「合法」だということを意味しているのではなく、本当は「違法」であるにもかかわらず、主務大臣は権限を行使しないだけだと解されるべきものだというこ とです。つまり、実際は「違法」なのだけれども、たとえば文部科学大臣がそれについて介入することはしないというだけの話なのです。このことは実際問題、 学術研究機関が何らかの個人情報を取得しようとする場合に、やや深刻な問題を投げ掛けることになるのではないかと思われます。

たしかに、情報提供者が学術研究機関に対して個人情報を提供するにあたって、その行為自体については、主務大臣の関与の対象にはならないかもしれません。 しかし、その行為がそのまま「合法」であるというわけではありませんし、情報提供者自身が「個人情報取扱事業者としての義務等」に関する規定の適用から除 外されるわけでもありません。また、個人情報の「第三者提供」を本人の事前同意なしにおこなったという事実も、依然として残ることになります。したがっ て、たとえば、情報提供をおこなった学校や同窓会などが、情報主体本人から第 27 条に基づいて「利用停止等」を請求されたり、あるいは、学術研究機関も含めて、民法第 709 条に基づく損害賠償請求を起こされる可能性が、この規定でなくなるわけではないということになります。実際、各学校が所蔵している個人情報（3）や、同窓会名簿を構成する個人情報は、ほとんどの場合、「学術研究目的」と明示した上で取得されたものではないわけですから、このようなリスクを避けることはほとんど難しいと言わざるをえません。

したがって、第 35 条の規定があったとしても、情報提供者の「萎縮効果」（情報提供に対する消極的な態度）を拭うには、ある一定程度の障害がずっと存在し続けていると考えるべきです（4）。

（3）可能性としての「オプトアウト」

ただし、本人の同意なしに第三者への提供をおこなう道もないわけではありません。たとえば、第 23 条２項には、次のような条件を満たしている場合、本人の同意なく第三者へ提供できるとしています。

【資料２】

⒜本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合

⒝次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき

①第三者への提供を利用目的とすること

②第三者に提供される個人データの項目

③第三者への提供の手段又は方法

④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

つまり、「第三者提供」をしたとしても、そのことを、たとえばホームページなどで明示し、本人がいつでも知り得る状態にあるとみなせる状態を作っておけば、いちいち本人の同意を取らなくてもよいというのがこの規定で、こ れを「オプトアウト」と言ったりもします。これにより学校等は上記リスクについて、法的に一定程度、回避することは可能となります。とはいえ、これによっ て、訴訟沙汰がなくなる保証は全くありませんから、当然、この措置にも限界はあり、それが十分な効果をもたらす保証もないというのが現状だったりもしま す。

このように見てくると、考えられるリスクを回避することはほとんど絶望的だといえるでしょう。個人情報保護法は「個人の権利利益を保護する」だけでなく、「個人情報の有用性に配慮」することをも目的としており（第１条）、そうした有用性への配慮には、「学術研究」を目的とした学術研究機関の活動が、当然含まれます。ここで学術研究機関がやれることといえば、このことを、相手方（情報提供者）に、誠意を持って説明し、理解してもらうことで、研究者と情報提供者間の良好な「信頼関係」を築いていく努力をすることくらいしか手はないということになります。

第２節　「個人情報」概念の混乱と個人情報の過剰保護問題

(1)「プライバシー」と「個人情報」

２点目は、個人情報概念の混乱と個人情報の過剰保護問題です。

今日、個人情報を取得したり、あるいは「第三者提供」を受ける上で、それを阻害する要因にもなっていることとして、「個人情報」概念の混乱ないしはその過剰保護という問題を挙げることができます。

しばしば誤解されていることとして、「プライバシー」と「個人情報」との相違が挙げられます。本法において「個人情報」とは「生存する個人に関する情報で あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより 特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（第１条）とされていますが、ここで規定されている「個人情報」と、いわゆる「プライバシー 情報」とは、さしあたり別の概念だと考えておく必要があります。一般的に、プライバシー情報とは、次の３つの要件をすべて満たすものだとされています（5）。

①個人の私生活上の事実に関する情報

②まだ社会一般の人が知らない情報

③一般人なら公開を望まない内容の情報

一方、個人情報は、私生活上の情報かどうかにも関係ありませんし、さらにはそれが事実かどうかも関係がありません。また、人々がすでに知っている情報で あっても、それは個人情報にあたります。ただ実際上は、個人情報でもあり、プライバシー情報でもあるケースが数多く存在しますが、厳密には、それらを異な る概念として把握すべきだというのが一般的な見解となっています。

(2) 個人情報とプライバシー情報の概念的な混同と過剰保護

もちろん、プライバシー情報は、十分、守られるべきものです。しかし、プライバシー情報と同じ意味内容をもつものとして「個人情報」というものが捉えられ たり、混同されているケースが、本法施行以降、様々な形で顕在化しています。たとえば、学校名簿を作成しないなど、個人情報の取得それ自体を躊躇するよう なケースや、一般的な学校資料等、必ずしもその必要がないものまで廃棄ないしは秘匿するようなケースが、わずかこの１年の

間に数多く報告されていますが、 このような本法に対する過剰ともいうべき反応が、教育分野に限らず様々な領域で広がっています。さすがに行政レベルでもそうした過剰保護について問題視するようになってきているようですが、一度、振れてしまったこの動きを軌道修正するには、まだ時間がかかるでしょう。

しかし、個人情報は取得してはいけないものなのではなく、適切に取得し利用すればよいのであって、プライバシー情報のように必ずしも秘匿性の高いものだというわけではありません。ただ、そのことが十分一般に理解されているとは言い難い状況が、一方にはあるわけです。こ うした個人情報に対する過剰でセンシティブな反応は、われわれ研究者が個人情報を取扱ったり、個人情報の提供を受ける際に、ある種のハードルを高める効果 を、実際に、作り出してしまっています。これは法律の問題というよりも人々の意識の問題です。この状況について、われわれは現実問題として、ちゃんと受け 止めておく必要があります。

第３節　研究者の身分にかかわる問題

(1)「適用除外」の範囲

３点目に、研究者の身分にかかわる問題があります。

すでに指摘したように、本法第 50 条の「適用除外」の規定は、主体と利用目的の２つの点によってその範囲を限定しています。つまり、この法律を厳密に適用すると、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」（6）に属さない個人は、かりに「学術研究」目的で個人情報を取扱う場合であっても、この適用除外の対象からは除かれることになります（7）。

その一方で、今日、いくつかの大学で、個人情報の保護を学術研究の必要条件として位置づけ、「研究倫理綱領」のようなものを作成した上で、たとえば、学内 で研究倫理委員会を立ち上げて、そこで調査や実験の適否について審査し、認定証を発行するような試みもおこなわれるようになっています（8）。しかし、かりにそうしたものが設置されていない学術研究機関に所属している研究者は、研究者個人が研究遂行上の全責任を負うことにならざるをえません。その意味では、「大学人」であっても、その身分によって個人情報問題から完全に自由になれるわけでもありません。

(2) 誰が・どのようにリスクをヘッジするのか

もちろん、研究者個人の責任と自覚については、常に鋭く問われなければなりません。しかし、とりわけ個人情報やプライバシーをめぐる今日的な状況をかんが みますと、個人ひとりが、そのリスクを負うには、その負担は非常に過剰なものとならざるをえません。ましてや大学院生ともなれば、その組織的な裏付けはさ らに脆弱なものとならざるをえないわけですし、また、大学院修了ないしは退学後、就職口のない元大学院生や小中高校教員でもある教育研究者など、学術研究 機関に所属していない個人研究者にいたっては、適用除外の規定を受けられない可能性もあります。

個人情報保護法の適用除外規定を受けられる研究者としての身分を保障すると同時に、とりわけ若手の研究者の研究環境を少しでも風通しのいいものにしていくためにも、学会が、ある程度のイニシアティブを取っていく必要があるのではないでしょうか。

第４節　研究成果の公表・出版にかかわる問題

４点目に、研究成果の公表・出版にかかわる問題を挙げることができます。

当然のことながら、われわれが調査したり研究したりした内容は、広く社会的に還元し、共有されるべく、その結果を公表する、ないしは出版することが望ましいことであります。しかし、研究結果の公表が、個人情報の保護だけにとどまらない、思わぬ問題に展開していく可能性もあります。

たとえば、先にも触れたように、個人情報保護法の「個人情報」とは、あくまで「生存する個人の情報」（第２条）だとされています。しかし、死亡している人 の情報が遺族にとっての個人情報にあたる場合もあり、死亡者だからといって、その個人情報は守る必要のないものだと即断することはできません（9）。だとするなら、研究者は、個人情報を取得した場合、「死んでいるからいい。法律的には関係ない」とするのではなく、その公表にあたって、同意の範囲を慎重に見定める必要があるということになります（10）。

ところが、とりわけ歴史的な資料のような場合、本人の同意が得られないケースが多いなど、「同意を取る」ということは、必ずしも容易なことではありません。また、「これで同意を取ったことになる」ということを一義的に定義できるわけでもありませんので、このあたりの配慮にはますます慎重さが求められます。さらに、研究結果の公表・出版によって、遺族・子孫などが「精神的苦痛」を被ったとして訴訟の対象となるケースも、人々の意識がセンシティブになっている状況の中ですので、十分想定しておかなければなりません。

いずれも非常に困難な状況を抱えているといえますが、われわれ研究者にできることとして、本人だけでなく、場合によっては遺族・子孫も含めて、同意を得る という手間を惜しむべきではないでしょう。また、それとともに、研究成果の公表にあたって、個人識別性のないかたちでの利用を心がけたり、あるいは個人 に関する情報の秘匿性を高めるなどの努力も怠るべきではないでしょう（11）。

第５節　学会に求められること

最後に、学会に求められることということで、委員会で議論されたことをまとめておきたいと思います。

今日の個人情報をめぐる社会的な状況は、学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取得・利用する場合の例外規定にかかわらず、個人情報へのアクセスを困難 にするような危険性を招来しているといえるかもしれません。また、問題は、ひとり個人情報保護法に限定されるものではなく、刑事・民事で訴えられる可能性 をも想定しておく必要があります。

そもそも、本法第 50 条の適用除外規定には、その第３項として、次のように定められています。

【資料３】

第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

これは適用除外の団体・機関が、個人情報について、適用除外だから何もしなくてもよいのではなく、個人の権利や利益を侵害しないように、「自主的な取組み」をおこなうよう定めているところです。

そうした点を考慮し、委員会内で学会として検討を要する課題として挙がったものとしては、以下のようなものがあります。

①学会としての「ガイドライン」の作成

②情報提供者への説明資料の作成

③苦情申し立て窓口の設置と問題解決のための仕組みの整備

④入会審査の厳格化・適正化

⑤処分＝罰則規定の策定とその仕組みの整備

このうち、現実的な対応としては、まずなにより、①の「ガイドライン」の作成という点が重要だと考えられます。それをもって社会的信用を得るために不断の努力を傾注していくところからはじめていくのが、順当な線なのではないかというのが、当委員会における議論の現時点での結論的なところです。

【注】

（１）宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第２版）』有斐閣、2005 年、p.157、p.188。そのほか以下の場合が、適用除外となる。

・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業としておこなう個人を含む）が、報道目的で。

・著述を業としておこなう者が、著述目的で。

・宗教団体が、宗教活動（およびそれに付随する活動）目的で。

・政治団体が、政治活動（およびそれに付随する活動）目的で。

（２）ただし、以下の場合には、この規定は適用されない。

１．法令に基づく場合。

２．人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

３．公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

４．国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（３）繰り返しになるが、学 校の設置者により、適用を受ける個人情報保護の規定が異なることに留意する必要である。個人情報保護法は、私立学校に適用されるものであり、公立学校は、 各地方公共団体の定める個人情報保護条例の適用を受けることになる。ただ、内容的にはさほど変わらないことが多いため、ここでは、個人情報保護法の規定に 基づき、議論を進めることとする。

（４）行 政機関個人情報保護法の第８条２項４号には、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」、利用目的以外の目的で保有個人情 報を提供できると規定されている。ここでは、こうした利用のあり方が、①個人識別性がないかたちで利用されることが明らかであり、②個人の権利利益を侵害 するおそれもほとん

どないと考えられるということ、また、③統計や学術研究の公益性も高い、という点が斟酌されているといえる（宇賀、前掲書、p.253）。この規定を、民間の事業者にも適用することにより、本人同意を得ない学術研究目的の個人情報の提供を「違法性が阻却されるか又は違法性の度合いが極めて低い」とみる考え方もある（齋藤義浩、第５回個人情報研究会レジュメ、2005 年 10 月）。

（５）岡村久道・鈴木正朝『これだけは知っておきたい個人情報保護』日本経済新聞社、2005 年、p.11。

（６）ただし、国公立の研究機関、独立行政法人等の研究機関、国立大学法人、地方独立行政法人である大学・研究機関は該当しない（第２条１～４項）。

（７）ただし、第 35 条１項は適用されるから、学問の自由は保障される。また、学術研究目的で個人情報を取扱う個人研究者は、「著述を業として行う者」（第 50 条１項２号）に含まれる可能性はある。

（８）たとえば、小玉重夫「個人情報と研究倫理」『学術の動向』2005 年 1 月では、お茶の水女子大学の COE 研究倫理委員会の取り組みが紹介されている。

（９）岡村・鈴木、前掲書、p.9。

（10）なお、未成年（12～15 歳）の個人情報を取得する場合は、本人・親（保護者）双方の同意が必要とされる。

（11）日記や手記、書簡といった私文書は、一方で、その社会史的価値により注目に値するものではあるが、他方で、資料としての取り扱いには、今後益々、必要以上の配慮が求められよう。

第３章　個人情報に関する学校や地域等での資料所蔵について

谷本　宗生

自己紹介をかねて

東 京大学の谷本宗生です。どうぞよろしくお願いします。座って報告をさせていただきます。わたくしは、東京大学で安田講堂のなかにあります大学史史料室で専 従勤務して、研究、教育活動を行っております。したがいまして、本研究委員会でも、利用者の、学術研究者の立場だけではなく、資料の所蔵、情報の保有側の 論理というものも加味して、研究上の問題点、それから、これからなされるべき打開策の方向についても検討していこうというねらいで、本日はその問題状況の 確認と、今後の改善のための問題提起を、わたくしから報告申し上げたいと思います。

第１節　情報公開法・個人情報保護法下での教育研究の問題状況

（１）報告のための参考資料について

まず、情報公開法、個人情報保護法下での教育研究の問題状況として、７点ばかり列挙してあります。それから、現状を改善していくための方向性ということで２点、最後に、報告を補足する「参考資料」として３点ばかり資料を付けました。１点めの資料は、『日経新聞』の記事（1）でございます。これは、個人情報保護をめぐっての、とくに直面する歴史学、近現代史研究の厳しい状況について、いままさにこのような状況が起きているという、かなり深刻な問題がフォローされている重要な記事だと思いまして、今回の報告に入れました。

２点めの資料は、アーカイヴズ学、いわゆる文書保存、資料保存の、日本でいう一つのモデル・ケース、典型になるのですが、国立公文書館でどういう利用規則をつくり、どのようなレファレンス対応をしているかのという、国立公文書館が作成した利用基準の一覧（2）でございます。これもまた、重要な資料と考えまして、本日の報告資料に付けました。

資料の３点めは、実際の地域ではどのような状況にあるのかを示すものです。これも、縷々（るる）指摘されているところですが、前橋市教育委員会学校教育課が作成・配布している『学校（園）における個人情報取扱いマニュアル「あなたは　だいじょうぶ？」』（3）で、これは前橋市に 限らず、おそらく地域レヴェルでは、こういうパンフ類が行政指導もあってつくられていると思います。適正な情報の管理・処理を行ううえでは、たしかに重要 な姿勢ですが、学術研究の立場からみると、これらにはゆゆしき問題が秘められているという点を、とくに資料として付けましたので、報告のなかで大いに関係 があるかと思いますので、皆さまがたに併せてご覧いただければと思います。

（２）調査対象先・調査管轄元はどこか

情報公開法・個人情報保護法下での教育研究の問題状況について、１番めは調査対象先・調査管轄元はどこかです。われわれ学術研究の利用者が、具体的に調査 する場合の対象先、そしてその調査の権限上の管轄元はどこか。これは、きわめて大事な問題です。行政省庁、地方公共団体、学校法人、教育委員会、文書館、 同窓会など多々あるように思います。先ほど、鈴木会員・柏木会員からも報告ありましたように、対象先・管轄元によってそれぞれに適用される法規が厳密に異 なっているということです。利用者側からすると、実は法律的な問題･権限上の問題というのをあまり意識していないのが率直なところかと思うのですが、調査 研究を行ううえで、実際はこれがかなり重要な問題になると、先ほどのご報告から十分お分かりになられていると思います。この点は、われわれ研究者はきちん と押さえておく必要があるだろうと思います。

（３）調査対象先でのレファレンス対応はどうなされるのか

２番めは、調査対象先でのレファレンス対応は実際にどうなされるかです。実際のところ、われわれが利用するにあたって、資料のアクセス、レファレンスと いったものがどういうふうになされるのか。たとえば、文書館などであれば文書館独自の利用規則が制定されて、それに準拠して文書館は所蔵資料の公開を利用 者に対して行います。利用者も、それにしたがって利用することになります。歴史的資料等の保有施設として、文書館独自に利用規則をつくることが定められて おります。国立公文書館、地域の公立文書館、図書館・博物館、それから独立行政法人である大学附属の図書館・博物館、文書館・史料室なども、こういう施設 として独自の利用規則をつくっています。それ以外の行政省庁、地方公共団体の場合はどうか。これにつきましては、最初の柏木会員から、情報公開法に基づく 情報公開システムに準拠して利用が基本的になされるのだということです。

総 じて申し上げますと、いわゆる「一般の利用に供する」というのは、レファレンスのもっとも大事な流れです。一般の利用に供するという言葉は、情報公開の精 神としてもっとも重要なポイントで､つまりどういうことかというと､利用者の立場や目的にかかわらず、国民の知る権利をきちんと保障することです。これ自 体は、すばらしい法の精神であり遵守される必要がありますが、裏を返していうと、つまり学術研究者の研究目的に限って、利用が特別に認められるかどうかと いったら、問題が現場で生じてくるわけです。

（４）調査・学術研究は特別視されるのか

３番めは、調査・学術研究はレファレンスにあたって特別視されるのか、優遇されるのかです。これにつきましては、先ほどから柏木・鈴木両会員の報告で、個人情報保護法の第50条の適用除外というなかに、とくに第３項目、「大学その他の学術研究を目的とする機

関若しくは団体又はそれに属する者　学術研究の用に供する目的」と、たしかに明記されているわけです。

ところが、このような規定があるからといって、学術研究者の立場で、学術研究の目的で、レファレンスが実際のところ円滑に進んでいるのかどうか。実際はレ ファレンス上、この規定はアーカイヴズの世界からいえば、有効力はほとんどないと考えられています。それは、おそらく個人情報保護法の立場に立っているの ではなく、資料を保有する側からすると、情報公開の立場から、つまり学術研究者だからといって、学術研究の目的に関して特別視しないというのがおおむね現 在の状況だと思います。本来であれば、個人情報保護法の適用除外というのは、学術研究者の場合は、先ほど柏木・鈴木両会員からご説明があったように、１対 １の「第三者提供」が可能であるにもかかわらず、学術研究の場合に限っても、この第三者提供がスムーズに行われないのが一般的です。

これにつきましては、先ほどの参考資料１に、日経新聞でかなりシビアな状況が示されているかと思います。本来であれば、個人情報保護法というのは生存する 者に関する情報に適用されるにもかかわらず、歴史的な人物（故人）の情報に関してもかなり大きな影響を及ぼしています。これが、いわゆる過敏な自治体の状 況で、学術研究者への便宜をまったくはかれず、一般利用者と同じ扱いになっている状況があります。詳しくは、皆さんよくその記事をお読みいただければと思 います。

（５）非公開とされる個人情報はどのようなものか

４番めは、非公開とされる個人情報というのはいったいどういうものなのかです。柏木・鈴木両会員からも、いろいろ個人情報に関して概念的な説明、法的な説 明等あったのですが、具体的にはどうなのかということです。これに関しては、国立公文書館の利用規則などが一般的・スタンダードなものです。その場合、情 報の内容類型に基づいて非公開年数を規定するというものでございます。参考資料の２のなかに、それが明記されております。「非公開とすべき個人情報」（4）というものです。

まず、「個人の秘密で、当該個人の権利利益を不当に害するおそれあるもの（30～50 年 未満）」です。そのなかには、（イ）から（ニ）までの範疇があります。（イ）が学歴または職歴。（ロ）が財産または所得。（ハ）が採用、選考または任 免。（ニ）が勤務評定または服務です。次の段階が、「個人の重大な秘密で、当該個人の権利利益を不当に害するおそれあるもの」です。これは、非公開年数が 50～80 年 未満です。これに関しても、（イ）から（ホ）まであります。（イ）国籍、人種または民族。（ロ）家族、親族または婚姻。（ハ）信仰。（ニ）思想。（ホ）伝 染性の疾病、身体の障害その他の健康状態、です。そして、第３番めのグレードがございまして、「個人のとくに重大な秘密で、当該個人およびその遺族の権利 利益を不当に害するおそれあるもの（80 年～無制限）」です。これは、（イ）から（ハ）ということで、（イ）が門地。（ロ）が遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態。（ハ）犯罪歴または補導歴、です。

このような非公開とすべき個人情報の類型、それに基づく非公開年数を国立公文書館の場合であれば国立公文書館独自に判断し、非公開を決定している状況で す。その他、地方

の公文書館あるいは公共団体なども、国立公文書館の事例などを参考にしながらそれぞれで判断をして、対応を行っている状況です。

（６）非公開のあり方はどうか

さらに５番めは、非公開のあり方はどうかです。先ほど規定したとおり、非公開と定められた個人情報を部分的に開示する場合は、「マスキング」という処理が なされます。複製物にマスキング処理がなされる場合、複製物に対して墨塗り、部分的にみせてはいけない部分を黒く塗りつぶすという手法です。現物のオリジ ナルであれば、みせてはいけない部分に袋掛け、よく白い紙などでみせてはいけない部分にカバーするという処置です。そのようなマスキングされた資料を、利 用者は閲覧することになるわけです。

ただし、この場合問題がやはりあるのは、具体的にどの項目がどのような理由・事情でマスキングされているのかということに関して、実際に利用者には十分な 説明がなされないのが現状です。なにがいったい黒く塗られて、なにが具体的にみられないのかというのがよく分からないため、利用者としてはきちんと納得で きないであろうと思われます。

さらに問題はより深刻で、部分的にみせていただけるのであれば、ある程度閲覧できるところからみれないものの想像力というのがかき立てられる余地もあるの ですが、資料簿冊自体、「資料不存在」や「資料整理中」といった理由で、まったく全面的に非公開にする例も多々あるということです。これは、個人情報保護 法への対応とかいう理由ではございませんで、情報公開上、たしかに資料整理中だからみせることができないとか、資料そのものがない、不存在なのだから公開 することはできない、対応できないというふうに所蔵者側からいってしまえば、法的に妥当性はあるのですが、ほんとうにそのような事情から全面的に非公開に しているのかどうかという問題も多々あるということです。

（７）異議・不服申し立てはできるのか

では６番めは、そういう問題に対して、利用者としては異議・不服申し立てできるのかどうかです。残念ながら、個人情報保護法は個人情報の適正な管理・保 護・運用ということですから、保護する立場からは、その制度は法の理念上当然想定されていないわけですが、先ほどから申し上げている情報公開法のうえで は、審査会、有識者会というものに対して、異議申し立てというシステムが事実上あります。

国立公文書館の場合に限っても、有識者会議というものがあり、そこに非公開と判定されたものに関して、利用者は異議・不服申し立てができます。ところが、 非公開とされているものに対して、利用者が再々異議申し立てすることは、すごく情熱のあるかたであれば容易なのでしょうが、１件１件非公開とされているも のに皆さんが異議申し立てして、正当性を争って閲覧利用（公開）を勝ちとるという地道な手続きを行うのは、利用者としてはなかなか面倒であろうと想像しま す。

そして、問題が深刻なのは、受け付け窓口や管轄責任の所在先というものが不明確な場合、非公開に対する異議・不服申し立ての制度が事実上成立しないために、いったん非公開扱いにされてしまったら、その対応に利用者はただしたがうしかない状況に陥ります。

（８）個人情報を含んだ資料が処分・廃棄される危険性はあるのか

７番めは、より深刻な事態と想定される、個人情報を含んだ資料が処分・廃棄される危険性はあるのかどうかです。いままでお話してきたとおり、たとえ一時的 に非公開ということであっても、いずれ非公開年数がクリアされたら、または遺族等の了解がとれた場合など、資料が公開される可能性が十分に残されているわ けですが、個人情報を含んだ資料をそもそもすべてなくしてしまったら、みせてほしいとか利用したいとかそういう問題はいっさい発生しないということになり ます。個人情報を含んだ資料は、所蔵機関の判断で一定期間非公開とされることはありますが、ときに無用なトラブルを避けたい、または事務的な余計な手間を かけたくない、こういったネガティブな官僚意識が、資料を所持している、情報を保有する組織の現場では、日常的にいつでも働きかねないと思われます。そう すると、当該資料を長期的に適正な所持・保管するよりも、すべて手っとりはやく処分・廃棄してしまえ！というような行動が安易にとられても当然ではないか と思います。

それは、個人情報の問題だけではなくて、最近行われた全国の市町村合併の際にも、各市町村が行政的に整理・統合された機会に、従来保有されていたはずの行 政文書、公文書が、かなり大量に処分・廃棄されるという動きが各地でみられたように聞いております。また、学校においても文書館や資料室などをもっていな いところでは、やはりこのような考えかたから、事務的なレヴェルで無造作に公文書類を廃棄してしまうような流れがあるように感じます。

さらに、今回の個人情報の影響も受けて、参考資料の３にみられるとおり、前橋市の 教育委員会が「個人情報取扱いマニュアル」というものを各学校に対して記してあるのですが、適正な保存・管理だけではなくて、「廃棄」という問題もたしか に触れてあります。基本的には、個人情報というものをむやみやたらに学校外に流出することを避けるため、とくに情報の管理に厳格である必要性については、 われわれ自身も国民のひとりとして当然と考えるわけですが、学術研究のために、貴重な情報や資料を後世のためにも、オリジナル（データ）についてはきちん と吟味して保存すべきです。

資 料３のポイントと考えるところを、丸印で少し囲んでおきました。「保存年数を過ぎたデータの入った電磁媒体が机の中から出てきました。あなたならどうしま すか。」という問いに対して、「保存年数を過ぎたデータは速やかに消去します。パソコン内部のデータはファイルから抹消します。＊保存年数を過ぎた帳票も 速やかにシュレッダーで処理します。」という模範解答です。もしも、このような安易な処置と思われる行政指導が各地域の公共団体や学校等で行われている場 合、果たしてどうなってしまうのでしょうか？と思われます。

第２節　現状を改善していくための方向性

（１）資料管理・保存のための話し合いの必要性

このようないろいろ問題点を踏まえて、少しでも現状を改善していくための方向性、打開策というのは、いったいどういうものだろうかという点について、今回は２点ばかり問題提起したいと思います。

先ほど鈴木会員からは、利用者の自己責任につきまして、ひとつの選択肢として皆さんにお示しがあったかと思います。利用者の自己責任を明示する、利用者側 の倫理綱領、ガイドライン策定ということが、卑近のこととして考えられます。いま現在、日本の大学、学術研究団体では、「倫理綱領」というものを、ちょっ とした一般的に名の知れた大学や研究組織であれば必ずつくっているものです。日本教育学会でも、おそらく近い将来つくっていく必要性があるのではないかと 思います。

このようなガイドライン策定も選択肢と思われますが、ただ利用のみの訴えをいっぽう的に進めていく方向だけでなく、「適正な資料管理・保存」というものの 方策、これは資料の公開の基準、事例を含めて、それを学術研究の利用者と、その資料を保存する側とが、ともに検討する、歩み寄りの姿勢や、話し合いの場が もっと基本的に必要ではないかということです。それが、問題提起の１点めにあたります。

実際、この点につきましては、参考資料の１にあります日経新聞記事のなかにも、大阪市の 公文書館は、研究者の利用者のかたがたと「議論を重ねて利用者側も納得する方法を探っていきたい」というような、資料所蔵者側の意向もあると示されていま す。利用者としての学術研究者も、情報開示のためのルール、基準つくりへ参加・協力する姿勢が、まさに求められているのではないでしょうか。そうします と、学術研究者の信頼、信用がより構築されていき、おのずと１対１の「第三者提供」も普及・進展していくのではないかと想像します。できれば皆さんのご承 知いただけるのであれば、もう少しの期間、この研究委員会でもって、現場のアーキヴィストらと討議する機会を設けてよいかと思います。われわれのほうで考 えていますのは、京都大学の大学文書館や国際資料研究所など、とくに情報公開や個人情報保護に関して精通されているかたがたと議論していくというような場 を、双方の考えかたの歩み寄りが少しでもできるという下地を、なんとかつくっていければ幸いと考えております。

加 えて、具体的な利用目的などを明示する必要があえてあるというならば、資料の所蔵者側と学術研究の利用者が、協議のうえでたとえば誓約、確認書をとり交わ すことも可能だと思います。これに関して申しますと、本来、学術研究者は、きちんとモラルをもって個人情報を含む資料や情報を適正に利用し、学術成果とし て社会に発表（還元）しています。いままできちんと示してきたことを、改めて確認する、そういう姿勢で問題が拓けていくのではないかと感じます。

（２）資料を長期的に保存していくための注意喚起

学校や地域等で所蔵されている資料は、本来有効的に活用されてこそ価値あるものと考えるわけですが、そのためにはやはり長期的な資料の保存が、まず確保されなければなりません。

アーキヴィストが専従する文書館などがある学校や地域は当然幸いですが、そうでない場合は果たしてどうすればよいのでしょうか。そういう場合、先ほどから 指摘されているように、個人情報に対する無防備・無関心あるいは過剰反応・過剰規制はこういうところにも原因があるのではないかと感じます。近隣に文書館 などが存在しない場合、資料の公開・非公開を現状で考えるよりも、いかに資料を適正に保存できるかを、まず優先的に検討していかなければならないと思いま す。もちろん、公開・非公開という問題を考えることも大事なことですが、資料をきちんと長期的に保存していくような方向性を模索しなければいけないと思い ます。貴重な歴史・文化の遺産を、われわれから後世に向けて継承していく姿勢が、２番めの問題提起にあたります。

そのためには、個人情報を含んだ資料（公文書・私文書）を機械的に無造作に処分・廃棄することのないように、やはり注意を十分促していく必要性があるだろ うと考えます。ちょっと待ってください！というような資料保存のＰＲ活動を、全国的にこれからもっと広めていかなければなりません。そのためには、日本教 育学会だけではなくて、近接する他学会、歴史学や社会学の研究団体との連携・行動というものも当然ながら有効ではないでしょうか。

以上、簡単ではございますが、わたくしからの報告は終了します。どうもありがとうございました。

【注】

（１）『日本経済新聞』2006 年２月４日付け（朝刊）、40 面、 「文化」欄（松岡資明）では、次のとおり問題状況が記されています。「個人情報保護法が施行されて四月でまる一年、個人の氏名や生年月日など個人を特定で きる情報を第三者から保護するという法律が運用されて、過去の歴史的文書の公開請求を門前払いする自治体が増え、歴史研究、特に近現代史の研究者に懸念が 広がっている」とし、故人に関する史料まで未開示扱いにするなど、過敏な自治体の背景には「個人情報保護を盾に、要らぬトラブルを避け、情報を開示しない で済ませたいという行政サイドの意識も垣間見える」と指摘しています。この記事については、古賀崇さん（国立情報学研究所）の示唆を受けました。

（２） 独立行政法人の国立公文書館では、閲覧目的の制限はなく、整理済み文書は基本的にすべて目録化して公開する方針です。ただし、非公開とすべき個人情報をい くつかに国立公文書館のほうで類型化し、該当する文書史料についてはその非公開年数を一定期間定めています。学術研究者に対する特別閲覧の制度もありませ ん。非公開に対する不服申し立てについては、国立公文書館の有識者会議に申請することが可能です。

（３）前橋市教育委員会学校教育課『学校（園）における個人情報取扱いマニュアル「あなたは　だいじょうぶ？」』2005 年、20 頁。

（４）たとえば、京都大学大学文書館では、「公開・非公開基準」をめぐって当該個人またはその遺族・子孫の権利侵害や社会的生活に支障が生じるおそれを憂慮して、独自のマニュアルを策定しています。「学歴・職歴」や「財産・所得」は 30 年以上、「採用・選考・任免」や「勤務評定・服務（処分・成績を含む）」は 40 年以上、「信仰・思想」は 50 年以上、「国籍・人種・民族」や「家族・親族・婚姻」、「伝染性の疾病・身体の障害その他の健康状態」は 60 年以上、「犯罪歴・補導歴」は 80 年以上、「門地」や「遺伝性の疾病・精神の障害その他の健康状態」は無期限、という基準を作成しています。ただし、「80 年 以上の無期限非公開」の場合、社会状況の変化や公開することにより得られる公共の利益との利益衡量により、場合によっては特例として公開することもあると のことです。嘉戸一将「京都大学大学文書館の試み～法人文書の公開・非公開基準を中心に～」西山伸研究代表『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公 開に関する研究』（平成 16 年度科学研究費補助金基盤研究Ｃ（１）研究成果報告書）、2005 年、210～212 頁。

【参考文献】

（１）兼子仁・早川昌秀『学校の情報公開』ぎょうせい、1999 年。

（２）北野秋男編『わかりやすく学ぶ教育制度～課題と討論による授業の展開～』啓明出版、2003 年。

（３）宇賀克也『情報公開の理論と実務』有斐閣、2005 年。

（４）宇賀克也『解説　個人情報の保護に関する法律』第一法規、2003 年。

（５）宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説　第２版』有斐閣、2005 年。

（６）西山伸研究代表『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』（平成 16 年度科学研究費補助金基盤研究Ｃ（１）研究成果報告書）、2005 年。

（７）文書館問題研究会･横浜開港資料館編『歴史資料の保存と公開』岩田書院（ブックレット）、2003 年。

（８）小川千代子・高橋実・大西愛編『アーカイブ事典』大阪大学出版会、2003 年。

（９）全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005 年。

(10) 歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』日本図書センター、1999 年。

(11) 青山英幸『アーカイブズとアーカイバル・サイエンス～歴史的背景と課題～』岩田書院、2004 年。

(12) 記録管理学会・日本アーカイブズ学会編『入門　アーカイブズの世界～記憶と記録を未来に～』日外アソシエーツ、2006 年。

米 田　３人のメンバーから報告をいただきました。最初に簡単に申しましたように、個人情報保護法、先行して関連する情報公開法によってルールが社会的に構築 されているわけですが、研究者が研究目的で資料を利用するにあたって、必ずしも好都合ではない問題が出ています。あるいは保存されないことによって将来に 及んで研究材料がなくなっていく心配があります。これまでせっかく保存期間を過ぎても学校が自前の努力で保有してくれてきた貴重な資料が廃棄される状況に なっています。持っているとかえって問題にされるので廃棄されるとか、何かあったときに危ないから廃棄するというようなことで、どうも研究上将来にわたっ て問題が出てきそうです。

学会の内部に対してすべきことと外に向かって言うべきことがどうもありそうだということで、あと１年、考えていくことにしたいと思っていますが、とりあえず今日、問題点だけはかなり拾い出せたのではないかと思っております。

特に、「学術研究を目的とする機関や団体に属する者」ということで、個人情報保護法の中に適用除外のルールは一応あります。大学教員の場合には比較的まだ いいのかもしれないのですが、大学院の学生の場合にはやはりやや弱いと思われます。まして大学に所属していない、何ら籍を持たない方、あるいは、高等学 校、中学校、小学校等の先生方で教育学の研究をされているような方に関しては、学会に所属しているということが学術研究を行っていることの証になるのです が、この学会として何もフォローもサポートもできないということになりますと、研究が非常にやりにくいものになってしまいます。そういう問題として、まず は出てくるのかもしれないと思っております。

アドバイザーからのコメント

齋藤　義浩（弁護士）

皆さんのご報告は、非常によくまとまっていると思います。

さて、現在の、個人情報保護法の運用状況で、私が問題と思っていることは、特に提供する側で個人情報保護の「保護」のところだけが強調されているところです。

個人情報保護法の目的としては、「個人の権利利益の保護」だけではなく、「個人情報の有用性への配慮」ということが明確に書いてあります。両者のバランスが重要なのです。

実は、この「個人情報の有用性への配慮」という目的が入ったのは、立法者側の考え方としては、企業が経済活動を行っていく上において、個人情報というのは 顧客の管理とかマーケティングでどうしても必要なので、そのような点に配慮する必要があるということだというのが本音のところだと思います。

だ から、今、問題になっているような、学校におけるクラスの緊急連絡網やクラス名簿が作れないとか、高齢者を災害から守ってあげるための名簿や、虐待を受け ている者や母子家庭名簿のように、防災弱者とか優先的に守ってあげなければいけない者についての名簿を作ることができないとか、町内会・自治会の名簿は作 らないとか、そういった情報を必要な方に提供できないというようなことは、法律を作るときは、あまり想定していなかったのではないでしょうか。

ところが、現実には個人情報保護法の「保護」というところで過剰に反応してしまっています。弱い立場の人たちの利益のために役割を果たしていくことが求め られている自治体などが個人情報の「保護」というところで過剰に反応してしまっています。「個人情報の有用性」という点が軽視されるようなかたちになって しまっています。

昨 年４月に起こった、ＪＲ宝塚線（福知山線）の脱線事故の時に、被害者の名前とか事故の状況などについて、病院が家族にも知らせられないというようなことが 発生したことから、大変困ったということで、厚生労働省があわてて、医療機関向けの事例集（Ｑ＆Ａ）に、災害時の情報提供についての対応を入れたのです。 想定していなかったとはいえ、当然のことが、Ｑ＆Ａに入っていなかったところが問題です。個人情報保護に対する「過剰反応」は、新聞でも取り上げられ、国 民生活審議会個人情報保護部会でも検討されていて、今後は多少は改善していくとは思いますが、まだ、ある程度は続くかもしれません。

重要なのは、「必要なときに、必要な情報が、必要とする人に迅速に提供されなければならない」ということです。

次に、公文書館などは、情報公開制度と個人保護制度と二つ持っているわけいですが、両者を混同しているところがある、よく理解されていないように思います。

情報公開というのは不特定多数の人にオープンにするものです。個人の情報が不特定多数の人が誰でも自由に見られることは困るから、個人情報は不開示情報と いうことで、大事にする、守ってあげるということなのです。一方、個人情報保護制度からすると、学術研究者を含め、個人情報を提供するというのは、基本的 には１対１での関係です。学術研究者一個人であれば、研究者個人の手元にしか入らない。それをどう扱うか、将来研究成果として公表するかどうかはまたその ときの別の問題がありますが、あくまでも個人情報は個人の手元にしか入らないのだというところが抜けているように思います。学術研究者個人に対する個人情 報の提供自体を、不特定多数の人に情報公開するのと同視してしまって、そこに出すと結局表に出てしまうというような考え方が一つあるのではないかと思いま す。その考え方の整理をしてもらって、改めてもらわないと困るのです。改められないと、残しておかないといけない大事な歴史的･学術的な情報でも､そこに 個人情報が入っていると、残しておいて、学術研究者だからといって下手に提供すると、法律に違反するおそれがあって怖いから、そもそも「捨てちゃえばいい や」というような考え方にも、極端な話つながっていく気がしています。

昨年の１２月に、横浜のみなとみらいで図書館フォーラムというものがありました。図書館の利用者、図書館側の方が出てきていただいたところで、所蔵の名簿 とか本、名簿は個人情報の宝庫ですし､いろいろな本でもその中に歴史やノンフィクションのものであれば個人情報が満載になっています。こうしたものを図書 館側が、利用者に見せること自体を躊躇しているようなところがあります。そこで、「図書館は、そういった情報をみんなに提供すること自体が役目でしょう。 そのためにいろいろな資料を取得しているのだから、取得している時点で見せるという､皆さんに利用していただくということで取得しているのだから、その辺 も考えていただいて、もっと積極的にやってください」というような話をしたこともあります。

公的な役割を果たしている図書館とか公文書館の人に頭を切り替えていただかないと、歴史研究、教育研究に文化遺産となるようなものがなくなってしまうとい うことを私は非常に不安に思っております。以前千葉の公文書館長と少し話をしたことがありますが、その時の館長さんも、アメリカ・ヨーロッパに比べると、 そうした面ははるかに遅れているので、歴史的資料の保存については心配だという話を伺いました。

日 本教育学会は、個人情報を利用する方になりますが、取得したものはきちんと管理するのだということで、ガイドラインを策定して、個人情報を提供してくれる 人に対して信用を得るということはもちろん重要です。さらに、研究する立場として、図書館や公文書館、あるいは学校などに対して、「個人情報が入っていて も、きちんと置いておいてくださいね」というようなことをお話ししていただかないと、日本から重要な文化資料がなくなってしまうという大問題が起こって、 １００年後の人が「何もないよ」というようなことになつてしまいます。「日本という国はそんな国だったのか」ということで将来言われるのも悲しいことです し、それをやったのが私たちの世代だということになるとちょっと嫌だなという気もしますので、個人情報を含んでいても、貴重な資料が将来にわたって長く 残っていくように、是非ご尽力していただきたいと思っています。

（1）個人情報の保護に関する法律
（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

最終改正：平成一五年七月一六日法律第一一九号

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　国及び地方公共団体の責務等（第四条―第六条）
第三章　個人情報の保護に関する施策等
第一節　個人情報の保護に関する基本方針（第七条）
第二節　国の施策（第八条―第十条）
第三節　地方公共団体の施策（第十一条―第十三条）
第四節　国及び地方公共団体の協力（第十四条）
第四章　個人情報取扱事業者の義務等
第一節　個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十六条）
第二節　民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条―第四十九条）
第五章　雑則（第五十条―第五十五条）
第六章　罰則（第五十六条―第五十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　　この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基 本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者 の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること ができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

２　この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

３　この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項 に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項 に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

４　この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

５　　この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うこと のできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で 定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

６　この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（基本理念）

第三条　個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章　国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条　国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章　個人情報の保護に関する施策等

第一節　個人情報の保護に関する基本方針

第七条　政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二　国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三　地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四　独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五　地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六　個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

七　個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

八　その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

３　内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節　国の施策

（地方公共団体等への支援）

第八条　　国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するた め、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理のための措置）

第九条　国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）

第十条　国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節　地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第十一条　地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

２　地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（区域内の事業者等への支援）

第十二条　地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第十三条　地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節　国及び地方公共団体の協力

第十四条　国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章　個人情報取扱事業者の義務等

第一節　個人情報取扱事業者の義務

（利用目的の特定）

第十五条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十六条　個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

２　個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱

ってはならない。

３　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第十七条　個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条　個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接 書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産 の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保）

第十九条　個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十条　個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十一条　個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第二十二条　個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

２　個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとして いる場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該 個人データを第三者に提供することができる。

一　第三者への提供を利用目的とすること。

二　第三者に提供される個人データの項目

三　第三者への提供の手段又は方法

四　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

３　個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

４　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の 利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている とき。

５　個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十四条　個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

一　当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二　すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三　次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

２　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二　第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

３　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第二十五条　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせるこ とを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示 することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三　他の法令に違反することとなる場合

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

３　他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第二十六条　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削 除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除 き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反し て取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合で あって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならな い。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため 必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当 該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者へ の提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困 難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨 の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停 止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十八条　　個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部につい て、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条　　個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において 「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に 従って、開示等の求めを行わなければならない。

２　　個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合にお いて、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を 考慮した適切な措置をとらなければならない。

３　開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

４　個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十条　個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

２　個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第三十一条　個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（報告の徴収）

第三十二条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）

第三十三条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十四条　　主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益 を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告す ることができる。

２　　主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の 侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

３　　主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合 において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その 他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣の権限の行使の制限）

第三十五条　主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

２　前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（主務大臣）

第三十六条　この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事 業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一　個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二　個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

２　内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

３　各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節　民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第三十七条　個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

一　業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理

二　個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三　前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

２　前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

３　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第三十九条　主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一　第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二　第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三　第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（廃止の届出）

第四十条　第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

２　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（対象事業者）

第四十一条　認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

２　認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

（苦情の処理）

第四十二条　認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を し、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

２　認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

３　対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（個人情報保護指針）

第四十三条　認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事 項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

２　認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

（目的外利用の禁止）

第四十四条　認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四十五条　認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（報告の徴収）

第四十六条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第四十七条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条　主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三　第四十四条の規定に違反したとき。

四　前条の命令に従わないとき。

五　不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

２　主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（主務大臣）

第四十九条　この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。

一　設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等

二　前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

２　内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章　雑則

（適用除外）

第五十条　個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）　報道の用に供する目的

二　著述を業として行う者　著述の用に供する目的

三　大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者　学術研究の用に供する目的

四　宗教団体　宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五　政治団体　政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

２　前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

３　第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（地方公共団体が処理する事務）

第五十一条　この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限又は事務の委任）

第五十二条　この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（施行の状況の公表）

第五十三条　内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府 設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定す る機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

２　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（連絡及び協力）

第五十四条　内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第五十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第五十六条　第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条　第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者 が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

２　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十五条の規定に違反した者

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本人の同意に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的 で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条　この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定

による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

（通知に関する経過措置）

第四条　第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条　第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

附　則　（平成一五年五月三〇日法律第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条の規定　個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

e-Gov（電子政府）サイト　法令データ提供システムより

http://law.e-gov.go.jp/fs/cgi-bin/strsearch.cgi

（2）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（平成十五年五月三十日法律第五十八号）
最終改正年月日:平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）の全部を改正する。

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　行政機関における個人情報の取扱い（第三条—第九条）
第三章　個人情報ファイル（第十条・第十一条）
第四章　開示、訂正及び利用停止
第一節　開示（第十二条—第二十六条）
第二節　訂正（第二十七条—第三十五条）
第三節　利用停止（第三十六条—第四十一条）
第四節　不服申立て（第四十二条—第四十四条）
第五章　雑則（第四十五条—第五十二条）
第六章　罰則（第五十三条—第五十七条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条
この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）
第二条
この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
２　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別するこ とができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
３　この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとし て、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規 定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
４　この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
一　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二　前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
５　この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章　行政機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）
第三条
行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
２　行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
３　行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）
第四条
行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条に おいて「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる

場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目 的を明示しなければならない。
一　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
二　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
三　利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等◆個人情報保護◆法」 という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八 号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（正確性の確保）
第五条
　行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）
第六条
　行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）
第七条
　個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）
第八条
　行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提 供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害す るおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
二　行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定め る事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
４　行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第九条
　行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受け る者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理 のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章　個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）
第十条
　行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あ らかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。
一　個人情報ファイルの名称
二　当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
三　個人情報ファイルの利用目的
四　個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得 る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）
五　個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法

六　記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
七　次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
八　第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
九　第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨
十　その他政令で定める事項
２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
一　国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
二　犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
三　行政機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
四　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
五　前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
六　一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
七　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
八　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
九　本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
十　第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
十一　第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル
３　行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）
第十一条
　行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び 第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
一　前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
二　前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
三　前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
３　第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個 人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める ときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章　開示、訂正及び利用停止
第一節　開示

（開示請求権）
第十二条
　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）
第十三条
　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。
一　開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
二　開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
２　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求に あっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
３　行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補 正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第十四条
　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるも のを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある もの。ただし、次に掲げる情報を除く。
　イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
　ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
　ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律 第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報で あるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者 以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要である と認められる情報を除く。
　イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
　ロ　行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
四　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
五　開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不 利益を及ぼすおそれがあるもの
七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
　イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
　ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
　ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
　ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
　ホ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）
第十五条
　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
２　開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情 報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以 外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）
第十六条
　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）
第十七条
　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）
第十八条
　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用 目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的につ いては、この限りでない。

２　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有 していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）
第十九条
前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができ る。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）
第二十条
開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著し い支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決 定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開 示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　この条の規定を適用する旨及びその理由
二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）
第二十一条
行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正 当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政 機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。
３　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（独立行政法人等への事案の移送）
第二十二条
行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等◆個人情報保護◆法 第十九条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送する ことができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
２　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等◆個人情報保護◆法第二条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等◆個人情報保護◆法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等◆個人情報保護◆法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等◆個人情報保護◆法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関◆個人情報保護◆法第十三条第三項」とする。
３　第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第二十三条
開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条及び第四十四条におい て「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるとこ ろにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
２　行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関 する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合 は、この限りでない。
一　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
二　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。
３　行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合 において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、 開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに 開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）
第二十四条
　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、 情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長は、当該保有個人情 報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができ る。
２　行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
３　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
４　前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）
第二十五条
　行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされて いる場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の 方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）
第二十六条
　開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

第二節　訂正

（訂正請求権）
第二十七条
　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定める ところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただ し、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
二　第二十二条第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等◆個人情報保護◆法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
三　開示決定に係る保有個人情報であって、第二十五条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
３　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）
第二十八条
　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。
一　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
二　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
三　訂正請求の趣旨及び理由
２　　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求に あっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
３　行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）
第二十九条
　行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）
第三十条
　行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
２　行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）
第三十一条
　前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができ る。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）
第三十二条
　　行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、 行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　この条の規定を適用する旨及びその理由
二　訂正決定等をする期限

（事案の移送）
第三十三条
　　行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長において訂正決定等をす ることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、 移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。
３　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（独立行政法人等への事案の移送）
第三十四条
　行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等◆個人情報保護◆法 第三十一条第一項に規定する訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送す ることができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
２　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等◆個人情報保護◆法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等◆個人情報保護◆法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等◆個人情報保護◆法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等◆個人情報保護◆法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関◆個人情報保護◆法第二十八条第三項」とする。
３　第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等◆個人情報保護◆法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）
第三十五条
　行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節　利用停止

（利用停止請求権）
第三十六条
　　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政 機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。） に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
一　当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去
二　第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止
２　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
３　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）
第三十七条
　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一　利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
二　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
三　利用停止請求の趣旨及び理由
２　　前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利 用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
３　行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）
第三十八条
　　行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保す るために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該 保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）
第三十九条
　行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
２　行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）
第四十条
　前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができ る。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）
第四十一条
　　行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合に おいて、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　この条の規定を適用する旨及びその理由
二　利用停止決定等をする期限

第四節　不服申立て

（審査会への諮問）
第四十二条
　開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・◆個人情報保護◆審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。
一　不服申立てが不適法であり、却下するとき。
二　　裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条第一項において同 じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出され ているときを除く。
三　裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
四　裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）
第四十三条
　前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
一　不服申立人及び参加人
二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
三　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第四十四条
　第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
一　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
二　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
２　開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

第五章　雑則

（適用除外等）
第四十五条
　前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護 又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）について は、適用しない。
２　保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、ま だ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難で あるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

（権限又は事務の委任）
第四十六条
　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、前三章（第十条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）
第四十七条
　行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等 をすることができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講 ずるものとする。
２　総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（苦情処理）
第四十八条
　行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）
第四十九条
　総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
２　総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（資料の提出及び説明の要求）
第五十条
　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

（意見の陳述）
第五十一条
　総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。

（政令への委任）
第五十二条
　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第五十三条
　行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する 事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又 は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条

前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条
行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条
前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条
偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条
この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十条第一項の規定の適 用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。
２　この法律の施行前に改正前の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第十三条第一項又は第二項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。
３　この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
４　前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則　（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）
第一条
この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二　第二十四条の規定　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）
第六条
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則　（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）
第一条
この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第百十七条
この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この 法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効 前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分 に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係 る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び 第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定す る郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

e-Gov（電子政府）サイト　法令データ提供システムより

http://law.e-gov.go.jp/fs/cgi-bin/strsearch.cgi

(3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
(平成十一年五月十四日法律第四十二号)
最終改正年月日:平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　行政文書の開示（第三条—第十七条）
第三章　不服申立て等（第十八条—第二十一条）
第四章　補則（第二十二条—第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条
この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府 の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的 とする。

（定義）
第二条
この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六　会計検査院
２　この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有し ているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
一　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
二　政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章　行政文書の開示

（開示請求権）
第三条
何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）
第四条
前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。
一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
二　行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
２　行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補 正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）
第五条
行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別 することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできな いが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法 律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等◆情報公開法◆」 という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する 地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員 及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係 る部分

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業 に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不 利益を及ぼすおそれがあるもの

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第六条

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことがで きるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認め られるときは、この限りでない。

２　開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生 年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ るときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第八条

開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第九条

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

２　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条

前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができ る。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）
第十一条
　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支 障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を し、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に 対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　本条を適用する旨及びその理由
二　残りの行政文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）
第十二条
　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な 理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関 の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。
３　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（独立行政法人等への事案の移送）
第十二条の二
　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等◆情報公開法◆第 十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送すること ができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
２　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等◆情報公開法◆第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等◆情報公開法◆第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等◆情報公開法◆の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等◆情報公開法◆第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等◆情報公開法◆第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。
３　第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第十三条
　開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三 者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書 の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
２　行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書 面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
一　第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
二　第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。
３　行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、 開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後 直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する 日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）
第十四条
　行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法によ り行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理 由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
２　開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
３　前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
４　開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（他の法令による開示の実施との調整）
第十五条
　行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開 示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を 行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）
第十六条
　開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。
２　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
３　行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（権限又は事務の委任）
第十七条
　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章　不服申立て等

（審査会への諮問）
第十八条
　開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関 の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長 である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。
一　不服申立てが不適法であり、却下するとき。
二　裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り 消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）
第十九条
　前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
一　不服申立人及び参加人
二　開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
三　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）
第二十条
　第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
一　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
二　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（訴訟の移送の特例）
第二十一条
　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定 等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、 同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは 決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所 在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部につ いて、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。
２　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章　補則

（行政文書の管理）
第二十二条
　行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

２　行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
３　前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）
第二十三条
　行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
２　総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行の状況の公表）
第二十四条
　総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
２　総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）
第二十五条
　政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（地方公共団体の情報公開）
第二十六条
　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（政令への委任）
第二十七条
　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

１　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。
２　政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）
第一条
　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（職員の身分引継ぎ）
第三条
　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以 下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会 議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに　これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の 勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環 境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに 置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十四条
　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下この条において「◆情報公開法◆」という。）の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、この法律の施行の際現に従前の総理府の情報公開審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十九条の規定による改正後の◆情報公開法◆（以下この条において「新◆情報公開法◆」 という。）第二十三条第一項の規定により、内閣府の情報公開審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされ る者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
２　◆情報公開法◆の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、この法律の施行の際現に従前の総理府の情報公開審査会の会長

である者は、この法律の施行の日に、新◆情報公開法◆第二十四条第一項の規定により、内閣府の情報公開審査会の会長に定められたものとみなす。
３　◆情報公開法◆の施行の日がこの法律の施行の日以後である場合には、新◆情報公開法◆第二十三条第一項の規定による情報公開審査会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（別に定める経過措置）
第三十条
　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）
第一条
　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則　（平成一三年一二月五日法律第一四〇号）　抄

（施行期日）
第一条
　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（行政機関◆情報公開法◆の一部改正に伴う経過措置）
第四条
　前条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条、第十二条の二及び第十三条第一項の規定は、前条の規定の施行後にされた開示請 求（同法第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。）について適用し、前条の規定の施行前にされた開示請求については、なお従前の 例による。

附則　（平成一四年七月三一日法律第九八号）　抄

（施行期日）
第一条
　この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定　公布の日

（罰則に関する経過措置）
第三十八条
　施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十九条
　この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則　（平成一五年五月三〇日法律第六一号）

（施行期日）
第一条
　この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

（情報公開審査会の廃止及び情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置）
第二条
　この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下この条において「旧行政機関◆情報公開法◆」 という。）第二十三条第一項又は第二項の規定により任命された情報公開審査会の委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、情報公開・個人情報保護 審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第四条第一項又は第二項の規定により情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合 において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同日における旧行政機関◆情報公開法◆第二十三条第一項又は第二項の規定により任命された情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
２　この法律の施行の際現に旧行政機関◆情報公開法◆第 二十四条第一項の規定により定められた情報公開審査会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日 に、情報公開・個人情報保護審査会設置法第五条第一項の規定により会長として定められ、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名さ れたものとみなす。

３　この法律の施行前に情報公開審査会にされた諮問でこの法律の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは情報公開・個人情報保護審査会にされた諮 問とみなし、当該諮問について情報公開審査会がした調査審議の手続は情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

（守秘義務等に関する経過措置）
第三条
　情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第八条の規定の施行後も、なお従前の例による。
２　第八条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四条
　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則　（平成一五年七月一六日法律第一一九号）　抄

（施行期日）
第一条
　この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六条
　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則　（平成一六年六月九日法律第八四号）　抄

（施行期日）
第一条
　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一　附則第三十八条第三号及び第四十五条の規定　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十六条
　この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行 の日の前日までの間における行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条」とあるのは、「第十二 条第一項から第三項まで」とする。

附則　（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）
第一条
　この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第百十七条
　この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この 法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効 前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分 に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係 る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び 第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定す る郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

e-Gov（電子政府）サイト　法令データ提供システムより

http://law.e-gov.go.jp/fs/cgi-bin/strsearch.cgi

（4）学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

○文部科学省告示第百六十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、学校における

生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を次の

ように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年十一月十一日

文部科学大臣中山成彬

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

第一趣旨

この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に定める事項に関し、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

なお、学校における生徒等に関する個人情報については、本指針によるほか、地方公共団体等が講ずる措置に留意するものとする。

第二用語の定義

法第二条に定めるもののほか、この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一事業者

法 第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者であって、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定す る専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）を設置する者をいう（第四に規定する場合を除く。）。

二生徒等次の各号に掲げる者をいう。

（一）前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けている者

（二）前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けようとする者

（三）過去において、前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けた者及び受けようとした者

第三事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

一法第十五条に規定する利用目的の特定に関する事項

事業者は、利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定すること。

二法第十六条及び法第二十三条第一項に規定する本人の同意に関する事項

事業者は、本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うことが望ましいこと。

三法第二十条に規定する安全管理措置及び法第二十一条に規定する従業者の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めるものとすること。

（一）生徒等に関する個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。

（二）生徒等に関する個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

（三）生徒等に関する個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その業務に係る職を退いた後も同様とすること。

（四）生徒等に関する個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。

（五）生徒等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

四法第二十二条に規定する委託先の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの取扱いの委託に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとすること。

（一）個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。

（二）委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容が委託契約において明確化されていること。具体的な措置としては、以下の事項が考えられること。

① 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。

② 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。

③ 委託契約期間等を明記すること。

④利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。

⑤委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。

⑥委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。

⑦委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。

⑧委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

五法第二十三条に規定する第三者提供に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者に提供する（法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。）に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとすること。

（一）提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。

（二）当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。ただし、当該再提供が、法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。

（三）提供先における保管期間等を明確化すること。

（四）利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。

（五）提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

六法第二十五条第一項に規定する本人からの保有個人データの開示に関する事項

事業者は、保有個人データの開示に関し、次に掲げる事項に留意するものとすること。

（一）事業者は、本人から当該本人の成績の評価その他これに類する事項に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、学校における教育活動に与える影響を勘案すること。

（二）　事業者は、本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者から の暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそれの 有無を勘案すること。

（三）事業者は、非開示の決定をすることが想定される保有個人データの範囲を定め、生徒等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないこと。

七法第二十九条第二項に規定する本人の利便を考慮した適切な措置に関する事項

事業者は、本人からの保有個人データの開示等の求めができるだけ円滑に行われるよう、開示等の求めに応じる手続について本人に周知するよう努めるとともに、閲覧の場所及び時間等について十分配慮すること。

八法第三十一条に規定する苦情の処理に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、苦情及び相談を受け付けるための窓口の明確化等必要な体制の整備に努めること。

第四個人情報取扱事業者以外の事業者による生徒等に関する個人情報の取扱い

法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者以外の事業者（学校を設置する者に限る。）であって、学校における生徒等に関する個人情報を取り扱う者は、第三に準じて、その適正な取扱いの確保に努めること。

文部科学省 HP 情報公開・個人情報保護サイトより

http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm

（5）東京都個人情報の保護に関する条例

平成二年一二月二一日

条例第一一三号

東京都個人情報の保護に関する条例

目次

第一章　総則(第一条―第三条)

第二章　実施機関における個人情報の収集及び届出(第四条―第六条)

第三章　実施機関における個人情報の管理(第七条―第九条)

第四章　保有個人情報の利用及び提供(第十条・第十一条)

第五章　保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等(第十二条―第二十二条の二)

第六章　救済の手続(第二十三条―第二十五条の七)

第七章　東京都情報公開・個人情報保護審議会(第二十六条)

第八章　民間部門の個人情報の保護(第二十七条―第二十九条の五)

第九章　雑則(第三十条―第三十三条)

第十章　罰則(第三十四条―第三十八条)

附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、民間部門における個人情報の取扱いについての東京都(以下「都」という。)の役割を定め、もって都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(平一六条例一五九・全改)

(定義)

第 二条　この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整 委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視総監及び消防総監並びに都が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2　この条例(次条第三項及び第八章を除く。)において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

3　この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員(都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

4　この条例において「公文書」とは、東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号。以下「情報公開条例」という。)第二条第二項

に規定する公文書をいう。

5　この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6　この条例において「事業者」とは、法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(平一一条例六・平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(実施機関等の責務)

第三条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2　実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3　知事その他の執行機関は、事業者において個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報をいう。第八章において同じ。)の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

第二章　実施機関における個人情報の収集及び届出

(平一六条例一五九・改称)

(収集の制限)

第四条　実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2　実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

3　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　本人の同意があるとき。

二　法令等に定めがあるとき。

三　出版、報道等により公にされているとき。

四　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五　所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

六　争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

七　国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(都が設立した地方独立行政法人を除く。第十条第二項第六号において同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第十条第二項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

4　前二項の規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

(平一二条例六・平一六条例一五九・一部改正)

(保有個人情報取扱事務の届出)

第五条　実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

一　保有個人情報を取り扱う事務の名称

二　保有個人情報を取り扱う組織の名称

三　保有個人情報を取り扱う事務の目的

四　保有個人情報の記録項目

五　保有個人情報の対象者の範囲

六　前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2　前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務及び犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務については、適用しない。

3　実施機関は、第一項の規定による届出に係る保有個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、東京都規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(平一一条例六・平一六条例一五九・一部改正)

(公表及び閲覧)

第六条　知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る事項について目録を作成して、公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

第三章　実施機関における個人情報の管理

(平一六条例一五九・改称)

(適正管理)

第七条　実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2　実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3　実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(平一一条例六・平一六条例一五九・一部改正)

(委託等に伴う措置)

第八条　実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

(受託者等の責務)

第九条　実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの又は都の公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

第四章　保有個人情報の利用及び提供

(平一六条例一五九・改称)

(利用及び提供の制限)

第十条　実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用・提供」という。)をしてはならない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。

一　本人の同意があるとき。

二　法令等に定めがあるとき。

三　出版、報道等により公にされているとき。

四　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

五　専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

六　同一実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の実施機関等に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。

3　実施機関は、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

(外部提供の制限)

第十一条　実施機関は、保有個人情報の実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2　実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供をしてはならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

第五章　保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

(平一六条例一五九・改称)

(開示を請求できる者)

第十二条　何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2　未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(平一一条例六・平一二条例六・平一六条例一五九・一部改正)

(開示請求方法)

第十三条　前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

一　開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二　開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

三　前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(開示請求に対する決定)

第十四条　実施機関は、開示請求があった日から十四日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(第十七条の三の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)をしなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　実施機関は、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3　実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から六十日を限度としてその期 間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4　実施機関は、第一項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第二項に規定する書面によりその理由を 示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解さ れ得るものでなければならない。

5　実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

6　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者(第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次項、第十六条第二号及び第三号並びに第十七条第二項において同じ。)以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7　実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの(都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「第三者」という。)が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(第二十四条及び第二十四条の三において「反対意見書」という。)を提出したものに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(開示の方法)

第 十五条　保有個人情報の開示は、実施機関が前条第二項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施 機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は 提示しなければならない。

2　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又 は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して東京都規則その他の実施機関が 定める規則、規程等(以下「都規則等」という。)で定める方法により行う。

3　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれが あると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

(平一一条例六・平一四条例三四・平一六条例一五九・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第十六条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一　法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関である内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。)の指示等により、開示することができないと認められる情報

二　開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三　法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争 上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であ ると認められる情報を除く。

四　開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五　都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示する ことにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与 え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六　都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ

ロ　監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ニ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

ト　大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

七　第三者が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として開示しないこととされているものその他 の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信 頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保 護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

八　未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(平一六条例一五九・全改)

(一部開示)

第十七条　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が 含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くこと により、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものと みなして、前項の規定を適用する。

(平一六条例一五九・全改)

(裁量的開示)

第十七条の二　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報(第十六条第一号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(平一六条例一五九・追加)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条の三　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平一一条例九七・追加、平一六条例一五九・旧第十七条の二繰下・一部改正)

(開示請求に係る事案の移送)

第 十七条の四　実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつ き正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関 は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平一六条例一五九・追加)

(訂正を請求できる者)

第十八条　何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2　第十二条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

(平一六条例一五九・一部改正)

(訂正請求方法)

第十九条　前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

一　訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二　訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

三　訂正を求める内容

四　前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3　第十三条第二項及び第三項の規定は、訂正請求について準用する。

(平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(訂正義務)

第十九条の二　実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(平一六条例一五九・追加)

(訂正請求に対する決定)

第二十条　実施機関は、訂正請求があった日から三十日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、第十九条第三項において準用する第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　実施機関は、前項の規定による訂正する旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3　実施機関は、第一項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4　実施機関は、第一項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5　第十四条第三項及び第五項の規定は、訂正決定等について準用する。

(平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(訂正請求に係る事案の移送)

第二十一条　実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第十七条の四第三項の 規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当 該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知し なければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(平一六条例一五九・全改)

(保有個人情報の提供先への通知)

第二十一条の二　実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平一六条例一五九・追加)

(利用停止を請求できる者)

第二十一条の三　何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

一　第四条第一項から第三項までの規定に違反して収集されたとき、又は第十条の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二　第十条の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

2　第十二条第二項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平一六条例一五九・追加)

(利用停止請求方法)

第二十一条の四　前条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

一　利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二　利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

三　利用停止請求の趣旨及び理由

四　前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　第十三条第二項及び第三項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平一六条例一五九・追加)

(利用停止義務)

第二十一条の五　実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平一六条例一五九・追加)

(利用停止請求に対する決定)

第二十一条の六　実施機関は、利用停止請求があった日から三十日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対して、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第二十一条の四第二項において準用する第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　実施機関は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をした上、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3　実施機関は、第一項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4　実施機関は、第一項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5　第十四条第三項及び第五項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(平一六条例一五九・追加)

(手数料)

第二十二条　実施機関(都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第二十四条第一項において同じ。)が第十五条の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより開示手数料を徴収する。

2　実施機関が保有個人情報の開示をするため、第十四条第二項に 規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から 十四日以上の期間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をし たものとみなす。この場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める開示手数料を徴収する。

3　既納の開示手数料は、還付しない。ただし、知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4　知事及び公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

(平一一条例六・平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(都が設立した地方独立行政法人の開示手数料)

第二十二条の二　都が設立した地方独立行政法人が第十五条の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、当該地方独立行政法人の定めるところにより、開示手数料を徴収する。

2　前項の開示手数料の額は、実費の範囲内において、かつ前条第一項の手数料の額を参酌して、都が設立した地方独立行政法人が定める。

3　都が設立した地方独立行政法人は、特別の理由があると認めるときは、第一項の手数料を減額し、免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

4　都が設立した地方独立行政法人は、第一項及び第二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(平一六条例一五九・追加)

第六章　救済の手続

(苦情の処理)

第二十三条　実施機関は、実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

(不服申立てがあった場合の手続)

第二十四条　実施機関がした開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、東京都個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行うものとする。

一　不服申立てが不適法であり、却下する場合

二　開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十四条の四において同じ。)、訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。)又は利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示する場合(当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をする場合

2　前項の処分庁又は審査庁は、東京都個人情報保護審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

(平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(都が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第 二十四条の二　都が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若 しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができる。この 場合においては、前条の規定を準用する。

(平一六条例一五九・追加)

(諮問をした旨の通知)

第二十四条の三　第二十四条(前条において準用する場合を含む。)の規定により諮問をした処分庁(都が設立した地方独立行政法人を含む。)又は審査庁(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　不服申立人及び参加人

二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該開示請求者以外のものが不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(平一一条例九七・追加、平一六条例一五九・旧第二十四条の二繰下・一部改正)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第二十四条の四　第十四条第七項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

一　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

二　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平一一条例九七・追加、平一六条例一五九・旧第二十四条の三繰下・一部改正)

(東京都個人情報保護審査会)

第二十五条　第二十四条(第二十四条の二において準用する場合を含む。)に規定する諮問に応じて審議を行う機関として、東京都個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2　審査会は、知事が任命する委員十二人以内をもって組織する。

3　委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5　審査会は、第一項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(平一一条例六・平一一条例九七・平一六条例一五九・一部改正)

(部会)

第二十五条の二　審査会は、その指名する委員三人以上をもって構成する部会に、不服申立てに係る事件について審議させることができる。

(平一一条例九七・追加)

(審査会の調査権限)

第二十五条の三　審査会(前条の規定により部会に審議させる場合にあっては、部会。以下同じ。)は、 必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求 めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(平一一条例九七・追加、平一六条例一五九・一部改正)

(意見の陳述等)

第二十五条の四　審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2　審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(平一一条例九七・追加)

(提出資料の閲覧等)

第二十五条の五　不服申立人及び参加人は、諮問庁に対し、第二十五条の三第三項及び第四項並びに前条第一項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、諮問庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2　諮問庁は、前項の規定による閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(平一一条例九七・追加)

(審議手続の非公開)

第二十五条の六　審査会の行う審議の手続は、公開しない。

(平一一条例九七・追加)

(規則への委任)

第二十五条の七　第二十五条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

(平一一条例九七・追加)

第七章　東京都情報公開・個人情報保護審議会

(平一一条例六・全改)

(東京都情報公開・個人情報保護審議会)

第二十六条　情報公開条例第三十四条第一項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は制度運営について実施機関に意見を述べることができる。

(平一一条例六・全改、平一六条例一五九・一部改正)

第八章　民間部門の個人情報の保護

(平一六条例一五九・改称)

(事業者の責務)

第二十七条　事業者は、個人情報の保護の重要性にかんがみ、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

(東京都が出資等を行う法人の責務)

第二十八条　東京都が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく東京都の施策に留意しつつ、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一一条例六・平一六条例一五九・一部改正)

(個人情報の保護の普及促進)

第二十九条　知事は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

2　知事は、都民に対してその権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に係る意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

(平一六条例一五九・一部改正)

(事業者の取り扱う個人情報についての苦情の処理)

第二十九条の二　知事その他の執行機関は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、その迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

(平一六条例一五九・追加)

(説明及び資料提出)

第二十九条の三　知事その他の執行機関は、前条の処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(平一六条例一五九・追加)

(助言及び勧告)

第二十九条の四　知事その他の執行機関は、前条の規定による説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対して、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。

2　知事その他の執行機関は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができる。

3　知事その他の執行機関は、必要に応じて前項の規定による勧告に係る事実に関する情報を都民に提供することができる。

(平一六条例一五九・追加)

(適用除外)

第二十九条の五　事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前二条の規定は、適用しない。

一　放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)　報道の用に供する目的

二　著述を業として行う者　著述の用に供する目的

三　大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者　学術研究の用に供する目的

四　宗教団体　宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

五　政治団体　政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

(平一六条例一五九・追加)

第九章　雑則

(他の制度との調整等)

第三十条　法令等に保有個人情報の閲覧若しくは縦覧若しくは謄本、抄本その他の写し等の交付(東京都事務手数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第十一号に規定する謄本若しくは抄本の交付又は同条第十二号に規定する閲覧を含む。)、訂正又は利用の停止等について規定されている場合は、その定めるところによる。

2　保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。

3　この条例は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計に係る個人情報及び同法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報並びに統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)に係る個人情報並びに東京都統計調査条例(昭和三十二年東京都条例第十五号)第二条第二項に規定する統計調査に係る個人情報については、適用しない。

4　この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報(同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。)については、適用しない。

(平一一条例六・平一二条例六・平一六条例一五九・一部改正)

(適用除外等)

第三十条の二　法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四章の規定を適用しないとされている個人情報については、第五章の規定は適用しない。

(平一六条例一五九・追加)

(国及び地方公共団体との協力)

第三十一条　知事は、個人情報の保護を図るため、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。

(平一六条例一五九・一部改正)

(運用状況の公表)

第三十二条　知事は、毎年一回各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第三十三条　この条例の施行に関し必要な事項は、都規則等で定める。

(平一六条例一五九・一部改正)

第十章　罰則

(平一六条例一五九・章名追加)

(罰則)

第三十四条　実施機関の職員若しくは職員であった者、第九条第一項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する都の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一六条例一五九・全改)

第三十五条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一六条例一五九・追加)

第三十六条　実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一六条例一五九・追加)

第三十七条　第二十五条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一六条例一五九・追加)

第三十八条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

(平一六条例一五九・追加)

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第六条、第五章、第二十四条、第二十五条、第三十条第一項及び別表の規定は、平成三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務の届出については、第五条第一項の規定中「個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは」とあるのは、「現に行われている個人情報を取り扱う事務については」と読み替えて、適用する。

附　則(平成一一年条例第六号)

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(平成一一年規則第二三三号で平成一二年一月一日から施行)

附　則(平成一一年条例第九七号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。

(平成一一年規則第二六六号で平成一二年一月一日から施行)

(経過措置)

2　この条例の施行の際、実施機関に対して現にされているこの条例による改正前の東京都個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定による個人情報の開示又は訂正の請求は、この条例による改正後の東京都個人情報の保護に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による個人情報の開示又は訂正の請求とみなす。

3　前項に規定する個人情報の開示の請求のうち、新条例第二条第一項の規定により新たに実施機関となる東京都規則で定める行政機関の長(以下「規則で定める長」という。)が保有する個人情報の開示又は訂正の請求については、当該規則で定める長に対してされている開示又は訂正の請求とみなす。

4　この条例の施行の際、現にされている旧条例第二十四条に規定する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立ては、新条例第二十四条第一項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

5　前三項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当する規定によってしたものとみなす。

附　則(平成一二年条例第六号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第三十条第二項の改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則(平成一四年条例第三四号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附　則(平成一六年条例第一五九号)

(施行期日)

1　この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定(「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める部分に限る。)は同年一月一日から、同項の改正規定(「監査委員」の下に「、公安委員会」を、「公営企業管理者」の下に「、警視総監」を加える部分に限る。)は公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。

(平成一八年規則第八号で平成一八年四月一日から施行)

(経過措置)

2　この条例による改正後の東京都個人情報の保護に関する条例(以下「新条例」という。)第二十九条の二から第二十九条の四までの規定は、この条例の施行の日から前項ただし書に規定する東京都規則で定める日の前日までの間は、東京都公安委員会には適用しない。

3　この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第十二条の規定により実施機関に対して現にされている個人情報の開示の請求又は当該請求に対する決定に係る行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づく不服申立てについては、旧条例第十六条の規定を適用する。

4　この条例の施行の日前にされた実施機関の職員又は職員であった者に係る事務に係る個人情報の開示の請求又は当該請求に対する決

定については、なお従前の例による。

5　この条例の施行の際、旧条例第十二条又は第十八条の規定により現にされている個人情報の開示又は訂正の請求のうち、旧条例第二条第一項に規定する東京都規則で定める行政機関の長(以下「規則で定める長」という。)に対してされている請求は、新条例第十二条又は第十八条の規定により都が設立した地方独立行政法人に対してされている請求とみなす。

6　この条例の施行の際、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立てのうち、規則で定める長が行った開示決定等に対してされている不服申立ては、新条例第二十四条の二の規定により都が設立した地方独立行政法人に対してされている不服申立てとみなす。

7　第三項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当する規定によってしたものとみなす。

8　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第二十二条関係)

(平一一条例六・全改、平一四条例三四・平一六条例一五九・一部改正)

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真		写し(単色刷り)一枚につき　二十円	写しの交付のとき。
		写し(多色刷り)一枚につき　百円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム		印刷物として出力したもの一枚につき　二十円	写しの交付のとき。
電磁的記録	フロッピーディスク	複写したフロッピーディスク一枚につき　百円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの一枚につき　二十円	写しの交付のとき。
	ビデオテープ	複写したビデオテープ一巻につき　二百九十円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複写した録音テープ一巻につき　二百六十円	写しの交付のとき。
	その他	印刷物として出力したもの一枚につき　二十円	写しの交付のとき。

備考

一　用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を一枚として算定する。

二　公文書の写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

三　フィルム(マイクロフィルムを除く。)の写しを交付する場合及び電磁的記録の写しの交付においてこの表に掲げる金額によりがたい場合には、東京都規則で定めるところにより開示手数料を徴収する。

東京都HP　東京都の個人情報保護制度サイトより

http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/

（6）個人情報保護関連 HP

・　総務省 HP 行政管理局

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_05_f.htm

・　内閣府 HP 国民生活政策

http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html

・　e-Gov（電子政府）サイト　法令データ提供システムより

http://law.e-gov.go.jp/fs/cgi-bin/strsearch.cgi

・　文部科学省 HP 情報公開・個人情報保護

http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm

・　東京都 HP　東京都の個人情報保護制度

http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp

（７）新聞記事

個人情報 扱い混乱

時時刻刻

「提供を」厚労省見解

病院、安否確認受け付けぬ例も

尼崎脱線事故

安否確認などの対応に追われる病院関係者＝4月25日午後1時24分、兵庫県尼崎市の病院で、日吉健吾撮影

「被害者のためなのに…」

JR西、共済・自治体に当初拒否

新快速のダイヤ所要時間延ばす

JR西、京阪神で改定へ

『朝日新聞』2005 年 5 月 25 日（水）朝刊

介護業務に支障

認知症患者の薬　入所者病状

医療情報出し渋り

4月に全面施行された個人情報保護法の影響が、介護の現場にも及んでいる。介護施設が入所者の病状を医療機関から教えてもらえず支障をきたす一方、介護施設が入所者情報を自治体に出し渋るケースもある。情報が共有されなければ、被害を受けるのは最も弱い立場の入所者だ。厚生労働省では「常識で考えてほしい」とクギを刺している。

〈関連記事―四〉

異議あり

社説

東京都国立市の高齢者福祉施設に勤務するケアマネジャー、星野千尋さん(28)は今年になって、医療機関の対応に当惑することが多くなった。

今春、認知症の高齢者が共同生活を営むグループホームに入居している女性を、肺炎の治療に病院へ運れていった。医師に病状や今後のケアの注意点を尋ねただけ。「個人情報だから家族にしか話せない」と拒まれた。女性は受診のため朝から水分を取っておらず、補給して良いか確認したかったが、それさえ出来なかった。あとで家族を通じて何度も病院に聞いてもらわなければならなかったという。

夏には、デイサービスを利用する認知症の男性が嘔吐し、体の調子もあったため、急いで近くの病院に運れていった。同時に服用してはいけない薬もあるため、男性のかかりつけ医に電話でふだんの服用薬を尋ねただけ。「本人か家族でなければ教えられない」。星野さんは、「本人が認知症の場合は答えるのは難しく、家族に連絡がつくまで教えてもらえないなら、急病の時にどうするのか」と心配している。

NPO法人「特養ホームを良くする市民の会」（東京）の事務局長、太田和子さん(57)は10月、ケアマネジャーの女性から、「骨折で入院した施設入所者が退院する際、これまでは教えてくれていた病状を『個人情報だから』と教えてもらえなかった」と相談を受けた。

高齢者の骨折は完治に時間がかかり、ある程度治れば退院することが多いため、状態をきちんと把握していないと移動や入浴の際に適切な介護ができない。「介護に必要な情報は、ふだんケアにあたる人が病院とやり取りをしないとわからない。必要で質の良いケアができなければ、個人情報保護の意味もないのではないか」と太田さんは話す。

逆に、施設側が入所者の情報を出し渋る例もある。

群馬県内のある町は今年度、住民が介護施設を訪れて入所者の苦情や要望を聞いて解決にあたる「介護相談員派遣事業」を始めた。相談員による秘密義務を課したが、派遣開始直前、複数の施設が「入所者の同意がなければ受け入れられない」と言い出した。今のところ、同意を得たのは入所者計約100人の約6割。

「入所者の生活を良くするため始めたのに、これでは何のための事業なのか」と、担当者は戸惑いを隠せない。

福島、佐賀県内の市などでは、施設への入所を待つ人の数を把握できない事態が生じている。特養は通常、複数の施設に申し込むため、実数をつかむには重複分を省く必要があるが、「名前は出せない」という施設が増えてきたからだ。

厚労省医政局総務課は、「個人情報の提供には原則として本人の同意が必要だが、肝心なのは要介護者が適切な治療やケアを受けられるようにすることで、同意を得るのが困難な場合や、介護に支障が出て身体・生命にかかわりかねない場合は例外と考えられる。常識で考えてほしい」としている。

◇

ご意見、感想をお寄せください。あて先は左ページ下段にあります。

『読売新聞』2005 年 12 月 27 日（火）朝刊

異議あり

社会

民生委員 困ってます

母子家庭名簿 提供取りやめ

秋田市

秋田市が、個人情報の保護を理由に、民生委員に対する母子家庭の世帯名簿の提供を、今年から取りやめていたことが、27日わかった。同市の民生委員で作る市民生児童委員協議会（鈴木郁郎会長）は「活動困難の恐れとなる」として、市に名簿を提供するよう求めている。

同市は約10年前から毎年、児童扶養手当の受給申請をもとに、母子家庭の世帯名簿を民協などに分けて作成。協議会の民生委員約700人に渡していた。名簿には住所、氏名などが記載されていた。

これまで、同市は「手当支給の事実から生活状況が推察できるが、民生委員には守秘義務がある」として名簿を提供。民生委員は、名簿をもとに世帯を訪問したり、電話相談などを繰り返し、子育て相談などにあたってきた。

今年も約7500世帯の名簿を作成する予定だったが、個人情報保護法が全面施行された4月以降、同市に「市の職員でもない人間がなぜ知るのか」といった問い合わせが相次いだ。

名簿のため、「個人情報を守ってほしいという市民の声はたしかにある。ただ、子育て相談などにあたってきた。成績を取りやめた。

民生委員の一人は「数々の助けを求めている人は、住民に声をかけられないケースが多く、名簿がないと困り出すのが難しい」と話している。

異議あり

社会

「防災弱者」名簿すら作れぬ

個人情報の提供 民生委員に拒否

一人暮らしのお年寄りや障害者など、災害時に援護が必要な「防災弱者」を守るための自治会の名簿作りなど各地で難航している実態が、読売新聞の取材で浮かび上がった。各自治会では、4月に全面施行された個人情報保護法の影響で、地方自治体が住民基本台帳のある民生委員にも個人情報を提供しなくなったため、住民基台帳も変わりはあるものの受け付けていない。災害時に備えた名簿や情報活動の整備は、内閣府が「自己作成」と、被害軽減の総合支援計画で市町村に求めているが、名簿作りは自治会が中心となっており、個人情報保護法の施行は活動の支障もたらしている。

千葉県柏市の自治会は、約2万の世帯による「防災弱者」の実態を把握するため、約4500世帯、約1万人住民約700組織（自治会・自治会連合会・新市民組織）の大規模調査を行った。

同自治会の学校区は、

千葉県柏市の自治会台地。自治会に入らない家計者も多い（本社ヘリから）

会長（71）によると、昨年、民生委員などが訪問したり、自治会役員が訪問した。自治会の「防災弱者」は、10人以上にのぼった。いずれも自治会に入っていない人ばかりだった。

同自治会は、民生委員（約25人）を通じ、昨年から自治会の一人暮らしのお年寄りの名簿を集めた。民生委員は、自治会に加入者を優先し、民生委員は、自治会の守秘義務がある。ところが、個人情報保護法の全面施行を受け、市は昨年から民生委員に「個人情報は出せない」と言い出した。

同自治会に加入しているのは現在、自治会の約65%。約600世帯とみられる一人暮らしのお年寄りも、加入者は、民生委員に出ていない。民生委員が名簿を出し、自治会がなくなってしまいかねない。民生委員が名簿をもらえないとなったらどうなるか。

右『読売新聞』2005 年 10 月 28 日（金）朝刊

左『読売新聞』2005 年 10 月 5 日（水）朝刊

個人情報提供 被災者のためなのに

中野区「不適切」

課長を訓告

「正当な行為だ」都など不快感

異議あり

なぜ処分
理解できぬ

『読売新聞』2005年10月29日（土）朝刊

朝刊 夕刊 [朝夕刊月ぎめ定価3925円(本体価格3738円+消費税187円)] 1部売り朝刊130円・夕刊50円 (税込価格表示)

町会入らず 役所から情報もなし

そがれる「地域力」

1995年の阪神大震災の時、救出作業や避難所での炊き出しなど、大きな力になった地域住民の助け合い。しかし、その教訓を生かすはずの地域の連携に支障を来しているのは、千葉県柏市の豊四季台団地だけではない。個人情報保護法への過剰反応は、様々な場面に影を落としつつある。

異議あり

匿名社会

（1面から続く）

豊四季台団地と似たような事情を抱えているのは、189の町会を束ねる東京都新宿区の四区町会連合会。会長の大崎秀夫さん(78)は「どこから引っ越してきても、『個人情報だから教えられない』などと出したくない人が増えている」と話す。

オートロックマンションやワンルームマンションも、悩みの種だ。同区に住む約5万人の人口は、約3万2500人。災害発生時に自力避難の困難な高齢者や障害者らのうち、支援を求める「要援護者」に登録しているのは、1250人に過ぎない。

大崎さんは「個人情報保護は時代の流れだと思うが、災害時にはすべての人が巻き込まれる。個人情報を教えなかったことで、生命や財産を危険にさらされることもある。自分を守るための情報提供することも必要ではないかと感じている。」

だが、災害時要援護者の登録が多ければ、万全というわけでもない。今年3月、墨田区の方々は地域に暮らわれた墨田区。民生委員らでつくる組織会が市と共同で作成した「災害時要援護者名簿」には、約3万8000人が登録されていたが、活用方法に課題が残った。

民生委員たちは、守秘義務のない自主防災組織には登録された個人情報を提供できないと受け止めていた。このため、約7～8000人の民生委員のうち約1割近くは、一人でお年寄りらの安否確認に回った。町会連合会は今、要援護者一人一人に個人情報を自主防災組織に提供して良いか確認しはじめたが、「提供してもいいという人はかなり少ないような気がする」という。

新宿区では昨年の大雨を機に「災害時要援護者名簿」を作り、地域住民や「防災団」などが共有する取り組みを進める自治体もある。だが、「本人の同意」が必要とし、リスト作成自体に応じない人もある。8人の「要援護者」が出た三条町では、要援護者の6割程度しか同意を得られず、いざというとき、何をしていいか分からない人たちが取残されるかが課題という。

一方、都心の商業地帯・麻布にある約1万人の麻布地区。麻布の各種住約8000人余、ビルの管理者であるビル約330の近隣ホテル、寺、放送局などの代表者が会員だ。

運営約50人のうち約8割を住宅の世帯主が占める。防犯防災、環境美化など七つの専門部会を設けて、商店街ボランティアや各り、震災時など独自の地域活動に取り組んでいる。ただ、震災など緊急時には、各ビルが避難情報などを連絡することになっており、すべての店や住民の名簿を作るつもりはないという。

自治会長の原保さん(62)は、「自分たちの街を自分たちで守るのは当たり前。私のルールの第一条は『あいさつをしよう』、第2条は『老人を見に出そう』なんだよね」と笑う。強制はしないが、少しずつ浸透しているという。

◇

読売新聞では今後、個人情報保護法の全面施行に伴う「匿名社会」の問題点を随時取り上げ、読者とともに考えていきます。ご意見、感想をお寄せください。あて先は、このページ下段にあります。

住宅街の地域活動を支え、自治会加入率が100%に近い東新宿区の六本木ヒルズ（本社ヘリから）

『読売新聞』2005 年 10 月 5 日（水）朝刊

個人情報

過剰保護 見直す動き

省庁や自治体 提供可能例示す

中央省庁や自治体など行政側が、個人情報の保護と利用の調和を図ろうとする新たな動きを見せ始めた。24日には、内閣府の国民生活審議会個人情報保護部会で、経済産業省が「過剰反応の抑制措置」として、事業者向けの質疑応答に、不良品回収のためメーカーに顧客情報を提供することなどは個人情報保護法に違反しないと盛り込んだことを報告。昨年4月の保護法全面施行後、過剰反応が相次いでいたが、今月に入り、文部科学省が解説書を改訂し、神奈川県も手引を作成するなど、保護法本来の趣旨に沿った見直しが進みつつある。〈解説3面〉

保護法は、データ化された個人情報を本人の同意なく第三者に提供することを禁じているが、①法令に基づく場合②人の生命や身体、財産の保護に必要で同意を得るのが困難な場合――などは例外だ。

捜査機関や弁護士会の照会は「法令に基づくもの」で、欠陥製品の回収も遅れれば生命にかかわることがある。だが、実際は照会を拒むケースなども多い。石油暖房機の欠陥で事故が続発した問題では、販売店や小売店から経産省に、「メーカーから回収のため購入者情報の提供を求められたが、本人の同意なく提供してよいのか」という相談が寄せられていた。

同省は、「保護法施行に伴う混乱があり、情報提供しても問題がないケースを周知する必要があると判断した」としている。

一方、学校現場では緊急連絡網を廃止したり、掲載人数を制限したりする例が相次ぎ、保護者らから「不審者情報が共有できない」などの声が文科省に寄せられていた。今月改訂された私立学校向け解説では、連絡名簿、卒業者名簿・アルバムは「本人や保護者の同意を得れば従来通り提供できる」と明記。子どもたちが通った学校行事の写真も、展示や家庭への配布に同意は不要として、過剰反応の沈静化を図った。

同省では、私学向けだが、自治体の条例の適用を受ける公立校も参考にしてほしい」としている。

一方、神奈川県が今月、3000部作った手引では、「個人情報を保護するとともに、有益に利用しましょう」と題し、「利用・提供をやめてしまうのは、法の趣旨に沿ったものではありません」「同窓会名簿や緊急連絡網を作る場合には、まず必要性を理解してもらう」など、情報を前向きに利用するポイントを列記した。

個人情報を提供しても個人情報保護法違反にならない場合

本人の同意を得る必要がない	
経済産業省	弁護士会から書面で顧客についての問い合わせを受けた
	警察や検察庁から書面で顧客についての問い合わせを受けた
	メーカーから「製品に不具合が見つかり回収するので購入者を教えてほしい」と頼まれた
本人の同意を得ることが困難な場合	
文部科学省	同窓会の事務局に生徒の進学先や就職先を伝えた
	クラスの生徒の緊急連絡網を作って保護者に配布した
	卒業生に卒業生名簿や卒業アルバムを配布した
人の生命や身体の保護に必要な場合	
厚生労働省	災害や事故が起きたときに、負傷者の家族や関係者から、搬送されているかどうかや、容体についての問い合わせを受けた
	身元が分からない患者について、都道府県や市町村、報道機関から問い合わせを受けた

（各省の説明による）

『読売新聞』2006 年 2 月 25 日（土）朝刊

個人情報保護法

「助け合い」崩壊の危機

災害弱者の把握困難

国民生活審部会ヒアリング報告

異議あり

内閣府の国民生活審議会個人情報保護部会のヒアリングは7日、日本新聞協会に続き、東京都町会連合会と全国民生委員児童委員連合会（全民児連）が、昨年4月の個人情報保護法の全面施行後、町会名簿が作りにくくなるなど、地域社会の「助け合い精神」が崩壊しかねなくなっている実情を報告した。

都町会連合会の石川誠一会長は、住所や氏名、電話番号、職業が記載されていた町会名簿から、職業、電話番号がなくなり、「会費は払うが、名前は載せないでほしい」という住民が増えていると説明。港、渋谷、新宿各区では、既に名簿を作れない状況という。

石川会長は「災害弱者も登録した人しか把握できない。地域組織が崩壊しかねない」と訴えた。

約22万7000人の民生委員、児童委員を束ねる全民児連。事務局となっている全国社会福祉協議会の山田憲広・民生部長は、「委員には守秘義務があり、保護法の影響はないと思っていたが、高齢者や一人親家庭の名簿を提供しない自治体が出ている。『干渉されたくない』と訪問を嫌がる独り暮らしの高齢者も増えている。（現場から）危機感が大きな声として上がっており、憂慮している」と話した。

これに先立つ日本新聞協会の報告では、取材に対し、学校が生徒数すら明かさないなど過剰反応の事例を挙げた。また、自治体が議員の連絡先や表彰者の氏名も公表しないなど、保護法を盾にした極端な情報非開示が進む現状に、懸念を表明した。

同協会の人権・個人情報問題検討会副幹事の石井勤・朝日新聞東京本社編集局長補佐は、「この法律が何を目指し、具体的に何を守るのか、生活者のレベルに伝わっていないことが混乱を引き起こしている。一過性の現象とは言えず、早くも対処が求められる時期にきている」と指摘。同検討会委員の藤原靜雄・毎日新聞東京本社編集局総務は「他人に関心を示さないような匿名化社会を、この法律は結果的に推進した。混乱がありとあらゆるところで起きている意味を考え、抜本的に考え直すべきだ」と述べた。

『読売新聞』2006 年 4 月 8 日（土）朝刊

医療事故報告

3割、年齢・性別伏せる

272機関 個人情報理由に

医療事故の再発防止のために、日本医療機能評価機構（東京）が収集している事故報告のうち、患者の性別、年齢という基本情報が伏せて報告されるケースがともに全体の3割近くに上っていることが同機構のまとめでわかった。基本情報の不足によって、「事故の背景を分析するのに支障をきたしている」（同機構）という。個人情報保護法の理解不足などがあるとみられ、厚生労働省は医療機関への指導を強化していく方針だ。

背景分析に支障

国公立病院や大学病院など計272医療機関は2004年10月から、医療事故で患者が死亡するか、障害が残った場合などには、医療法に基づいて第三者機関である同機構へインターネットで報告することが義務付けられている。

報告内容は、事故の発生場所や処置内容、ミスをしたのは医師か看護師かなど計25項目。専門家が分析し、事故が起きやすい状況や防止策などを公表している。

昨年末までの1年3か月間に1338件が報告され、うち178件で患者が死亡していた。

全報告のうち、患者の基本的な情報が記入されていなかったケースは、「年齢」329件（26・8％）、「性別」356件（29・7％）、「入院・外来の区分」275件（20・6％）、「入院期間」378件（28・3％）などに上った。

高齢者の場合には、死因が医療事故でなく、合併症であることも考えられる一方で、若い患者なら合併症の可能性は低いなど、患者の基本情報は「事故分析に欠かせないデータ」（同機構医療事故防止事業部長）という。

報告項目には、個人情報保護法で保護の対象となる患者の氏名などは含まれていないが、「医療機関が保護法を誤解し、過剰反応している」（同）ほか、性別や年齢などを報告することで、患者や医療機関名が特定されるのを恐れるケースも多いという。

同機構は、医療機関向けの研修会を既に開催。未記入の項目がある報告は受け付けないなど、報告様式の変更も検討しているが、それによる報告件数の減少を懸念する声もある。

厚労省の松谷有希雄医政局長は「医療事故の再発防止に役立てていくためには、あらゆる報告が欠かせない。各医療機関に、さらに協力を求めていきたい」としている。

構 日本医療機能評価機構 医療機関の評価を公正な第三者機関が行うことで医療の質向上につなげようと、厚労省、日本医師会、健康保険組合連合会など関係団体の出資で発足した。医療事故の情報収集・分析のほかに、希望する医療機関に出向き、運営上のアドバイスも行っている。

『読売新聞』2006 年 3 月 13 日（月）朝刊

個人情報の保護と利用に関する委員会　活動記録

（2006 年 7 月 31 日現在）

第 1 回　2005 年 3 月 9 日（水）　10：30～12：00

　顔合わせ、方針の確認

第 2 回　2005 年 5 月 14 日（土）　14：00～17：00

　問題点の整理

鈴木智道会員「研究主体からみた個人情報をめぐる諸問題」

谷本宗生会員「情報公開法・個人情報保護法のもとでの教育史資料の利用に関する研究

―資料所蔵・提供者の立場と問題点―」

第 3 回　2005 年 7 月 2 日（土）　15：00～18：00

　飯田市歴史研究所の事例紹介

多和田雅保氏（飯田市歴史研究所研究員）「飯田市歴史研究所の事業について」

多和田真理子氏（飯田市歴史研究所調査研究員）「史料保存にむけての取り組みと諸問題

―主に公立学校、旧村役場など公的機関における史料に関して―」

第 4 回　2005 年 7 月 16 日（土）　15：00～18：00

　大学院生（社会的地位を利用できない研究者）における諸問題

澁谷知美氏（東京大学大学院教育学研究科）「歴史的学術調査と個人情報保護」

鬼嶋淳氏（早稲田大学大学院文学研究科）「戦後地域史の調査・研究上の問題点

―個人情報の問題を中心に―」

第5回　2005年10月1日（土）　15：00～18：00

　委嘱弁護士による解説

齋藤義浩氏（弁護士）「個人情報保護利用委員会報告」

第6回　2005年11月19日（土）　15：00～18：00

　アメリカにおける個人情報をめぐる状況の紹介

古賀崇氏（国立情報学研究所助手）「アメリカにおける情報公開・個人情報保護の現状」

第7回　2006年1月14日（土）　15：00～17：30

　中間報告会に向けて準備（1）　これまでの議論のまとめ

第8回　2006年3月4日（土）　15：00～18：00

　中間報告会に向けて準備（2）　各報告予定者による作成資料の検討

中間報告会　2006年3月26日（日）　10：00～12：00

　中間報告と質疑応答

第9回　2006年5月27日（土）　14：00～17：00

　アーカイヴ学における資料保存・個人情報保護の問題

小川千代子氏（国際資料研究所代表）「資料の保存・公開施設における情報公開と個人情報保護問題―アーカイブ学の世界における個人情報保護法問題への対応・取り組み―」

第10回　2006年7月8日（土）15：00～18：30

　ガイドライン案の検討

個人情報の保護と利用に関する委員会　委員一覧

委員長

米田俊彦　お茶の水女子大学文教育学部教授

委員

広田照幸　東京大学大学院教育学研究科教授

木村　元　一橋大学社会学部教授

柏木　敦　兵庫県立大学経済学部助教授

鈴木智道　法政大学社会学部助教授

谷本宗生　東京大学大学院教育学研究科助手・東京大学史史料室専任室員

委嘱弁護士

齋藤義浩